

経 済 労 働 委 員 会 記 録
< 第 4 号 >

平成31年第2回沖縄県議会（2月定例会）

平成31年3月18日（月曜日）

沖 縄 県 議 会

経 済 労 働 委 員 会 記 録<第 4 号>

開会の日時

年月日 平成31年 3月18日 月曜日
開 会 午前10時 0分
散 会 午後 3時35分

場 所

第 1 委員会室

議 題

- 1 乙第14号議案 沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例
- 2 乙第29号議案 車両損傷事故に関する和解等について
- 3 請願平成29年第2号、請願平成30年第3号、陳情平成28年第54号、同第62号、同第77号、同第82号、同第86号、同第89号の2、同第94号、同第120号、同第121号、同第148号、同第152号、同第159号、同第165号、陳情平成29年第3号の2、同第22号、同第46号の2、同第62号、同第91号、同第92号、同第93号の2、同第94号の2、同第101号、同第105号、同第107号、同第110号、同第115号、同第126号、同第129号、同第130号、同第134号、同第140号、同第144号、同第146号、陳情平成30年第8号、同第14号、同第18号、同第20号、同第21号、同第33号、同第43号、同第44号の2、同第57号、同第59号、同第62号、同第68号、同第78号、同第81号、同第84号、同第85号、同第87号、同第89号、同第102号の2、同第103号、同第113号、同第118号、平成31年第3号の2、第4号、第19号及び第20号
- 4 閉会中継続審査・調査について
- 5 視察調査日程について
- 6 農林水産業について（パラオ海域での入域制限によるマグロ漁船への影響について）（追加議題）
- 7 パラオ共和国200海里水域での操業継続に関する意見書について（追加議

題)

出席委員

| | | | |
|------|-----|-----|---|
| 委員長 | 瑞慶覧 | 功 | 君 |
| 副委員長 | 瀬長 | 美佐雄 | 君 |
| 委員 | 大浜 | 一郎 | 君 |
| 委員 | 西銘 | 啓史郎 | 君 |
| 委員 | 山川 | 典二 | 君 |
| 委員 | 島袋 | 大 | 君 |
| 委員 | 大城 | 一馬 | 君 |
| 委員 | 新里 | 米吉 | 君 |
| 委員 | 親川 | 敬 | 君 |
| 委員 | 嘉陽 | 宗儀 | 君 |
| 委員 | 金城 | 勉 | 君 |
| 委員 | 大城 | 憲幸 | 君 |

委員外議員 なし

欠席委員

なし

説明のため出席した者の職・氏名

| | | |
|-----------|-------|---|
| 農林水産部長 | 島尻勝広 | 君 |
| 流通・加工推進課長 | 下地誠 | 君 |
| 農政経済課長 | 島川泰英 | 君 |
| 営農支援課長 | 屋宜宣由 | 君 |
| 糖業農産課長 | 喜屋武盛人 | 君 |
| 畜産課長 | 仲村敏 | 君 |
| 村づくり計画課長 | 仲村哲 | 君 |
| 農地農村整備課長 | 本原康太郎 | 君 |

| | |
|------------|--------|
| 水産課長 | 平安名盛正君 |
| 漁港漁場課長 | 長本正君 |
| 商工労働部長 | 屋比久盛敏君 |
| 産業政策課長 | 喜友名朝弘君 |
| 中小企業支援課長 | 友利公子さん |
| 雇用政策課長 | 下地康斗君 |
| 労働政策課長 | 宮平道子さん |
| 文化観光スポーツ部長 | 嘉手苺孝夫君 |
| MICE推進課長 | 加賀谷陽平君 |
| スポーツ振興課長 | 金村禎和君 |
| 交流推進課長 | 川上睦子さん |

○瑞慶覧功委員長 ただいまから、経済労働委員会を開会いたします。

議題の追加及び審査日程の変更についてを議題といたします。

本委員会所管事務調査事項農林水産業についてに係るパラオ海域での入域制限によるマグロ漁船への影響についてを本日の日程に追加し、審査することにしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

乙第14号議案、乙第29号議案、請願平成29年第2号外1件、陳情平成28年第54号外58件、閉会中継続審査・調査について、視察調査日程について及び本委員会所管事務調査事項農林水産業についてを一括して議題といたします。

本日は、説明員として、農林水産部長、商工労働部長及び文化観光スポーツ部長の出席を求めています。

まず初めに、乙第14号議案沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例の審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 それでは、平成31年第2回沖縄県議会定例会の議案書に基づき、説明させていただきます。

議案書44ページをお開きください。

乙第14号議案沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例についてであります。

それでは、議案の概要について、別にお配りしております乙号議案説明資料において、説明いたします。

乙号議案説明資料の1ページをお開きください。

本議案を提出する理由は、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられるとともに、軽減税率制度が創設されたこと等を踏まえ、関係条文の規定を整理するためであります。

以上で説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、乙第14号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありますか。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 今、説明がありましたように今回、消費税法の一部が改正されたことを踏まえてということで、議案の概要の中には2、3、4とあるわけですが、使用料の納付期限やその他所要の改正を行うということで、これに伴って使う皆さんに影響があるようなほかの事情もあるのかどうか再度説明をお願いします。

○下地誠流通・加工推進課長 今回は消費税に絡む条例改正ということで、特にそのような大きな影響はないものと考えております。

○大城憲幸委員 もう目の前に迫っているわけですが、いわゆるポイント還元制度であったり、これに伴う国のいろいろな施策がありますが、そういうものへの対応、あるいはそれに向けた中央卸売市場における関連会社も含めた準備はどのようになっているか把握していますか。

○下地誠流通・加工推進課長 去年10月に卸売業者、仲卸業者、売買参加者に対して、今回の軽減税率の対象品目など、軽減税率に関する説明会を行ってお

り、30名余りの方が出席したと聞いております。その際には国税庁、沖縄総合事務局、中小企業支援課の方が来られて説明会をして、対応、準備などができるようにしております。

○瑞慶覧功委員長 休憩いたします。

(休憩中に、大城委員から質疑内容について補足説明があった。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

下地誠流通・加工推進課長。

○下地誠流通・加工推進課長 あわせて、沖縄県中央卸売市場取引委員会も開催して周知を図ったところです。特に関連業者や卸売業者から困っているという話は、今のところ聞いておりません。

○大城憲幸委員 その辺は混乱がないように取り組みをお願いしたいということと、もう一点だけ気になるのは、関連業者が販売などを行っているスペースがありますが、そこでも食事をしたり、買って帰ったりすることができるわけですね。その辺についても特に困った声や混乱の声はないですか。これまでどおりに利用できるという認識でいいですか。

○下地誠流通・加工推進課長 特に困った問題は聞いておりません。これまでどおり利用できます。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第14号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、乙第29号議案車両損傷事故に関する和解等についての審査を行います。

ただいまの議案について、農林水産部長の説明を求めます。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 続きまして、議案書76ページをお開きください。

乙第29号議案車両損傷事故に関する和解等についてであります。

それでは、議案の概要について、別にお配りしております乙号議案説明資料において説明いたします。

乙号議案説明資料の2ページをお開きください。

本議案を提出する理由は、車両損傷事故について和解をし、及び損害賠償額を定めるには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とするためであります。

以上で説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、乙第29号議案に対する質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

よって、乙第29号議案に対する質疑を終結いたします。

次に、農林水産部関係の請願平成29年第2号及び陳情平成28年第89号の2外26件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、農林水産部長の説明を求めます。

なお、継続の請願及び陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 ただいまから請願・陳情案件について、処理概要を御説明いたします。

お手元の請願・陳情処理概要の目次をお開きください。

今委員会に付託されております請願・陳情案件は、継続請願1件、新規陳情3件、継続陳情24件でございます。

それでは、請願1件、陳情27件について、御説明いたします。

1ページをお開きください。

継続請願案件の請願平成29年第2号につきましては、修正はありません。

3ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成28年第89号の2から12ページの陳情平成29年第3号の2までの4件につきましては、修正はありません。

13ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成29年第46号の2は、アンダーラインを引いている部分が時点修正等を行った箇所であります。

その部分について御説明いたします。

16ページをお開きください。

16行目を、「平成31年度は多良間村において、賃貸型集合畜舎の実施設計を予定しております。」に修正しております。

17ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成29年第62号から45ページの陳情平成30年第44号の2までの11件につきましては、修正はありません。

48ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成30年第57号は、アンダーラインを引いている部分が時点修正等を行った箇所であります。

その部分について、御説明いたします。

16行目を、「措置したほか、平成31年度予算についても、優先配分により増額を確保したところであります。」に修正しております。

50ページをお開きください。

継続陳情案件の陳情平成30年第78号から66ページの陳情平成30年第118号までの7件につきましては、修正はありません。

次に、新規陳情3件について御説明いたします。陳情の要旨、要望の理由は省略し、処理方針について御説明いたします。

68ページをお開きください。

陳情番号第3号の2、陳情区分新規、件名T P P等に関する陳情、陳情者知念康成。

69ページをお開きください。

1、主要農作物種子法は、国・都道府県が主導して、主要農作物である稲・麦・大豆の優良な種子の生産・普及を進めるため、優良な品種の決定や種子の生産・供給などを都道府県に義務づけたものですが、平成30年4月1日をもって廃止されました。そのため、県では、沖縄県主要農作物種子生産取扱基本要綱などを定め、引き続き、主要農作物の優良な種子生産体制を維持してまいります。

2、国内の遺伝子組み換え作物については、国により、食品や飼料としての

安全性、生物多様性への影響等について審査されており、問題のないもののみ、輸入、流通、栽培等が行われております。また、他県においては、遺伝子組み換え作物の栽培による一般作物との交雑の防止を図るため、遺伝子組み換え作物栽培のガイドラインを策定している事例もあります。県としましては、県内主要農作物に係る遺伝子組み換え作物の開発動向等も見ながら、ガイドライン等の策定について、検討してまいります。

3、耕作放棄地の活用については、農業委員会において当該土地の所有者等に対して利用意向調査を実施し、利用が図られるよう指導等が行われているとともに、農地耕作条件改善事業等の活用により、耕作放棄地解消の取り組みが行われております。また、本県における農作物の生産環境は、他県と比較して年間を通じて温暖な気候であることから、病害虫・雑草の多発や土壌中の有機物分解が早いという環境にあり、無農薬栽培を初めとした環境保全型農業が定着しにくい状況にあります。県としましては、今後とも、各種施策を通じて関係機関・団体と連携し、耕作放棄地解消の推進を図るとともに、エコファーマー認定や沖縄県特別栽培農産物認証制度の普及等、環境保全型農業の推進に努めてまいります。

71ページをお開きください。

陳情番号第19号、陳情区分新規、件名新泊魚市場建設と競り機能継続への支援に関する陳情、陳情者泊漁港再開発推進委員会委員長山内得信。

72ページをお開きください。

県では、沖縄21世紀農林水産業振興計画に基づき、泊漁港と糸満漁港との役割分担により、共存共栄が図られるものと考えております。そのため、泊漁港については、魅力ある消費地市場として整備できるよう、下記のとおり対応してまいります。

記、沖縄県漁連は、糸満への市場業務の移転について、平成30年7月26日の臨時総会において組織決定しました。一方で、那覇地区漁業協同組合は、泊漁港での市場業務の継続を希望している状況であります。県としましては、泊漁港の再整備について、魅力ある消費地市場として整備できるよう、関係者との調整を踏まえ、各支援策について検討してまいります。

73ページをお開きください。

陳情番号第20号、陳情区分新規、件名種子法条例に関する陳情、陳情者NPO法人食の風田崎聡。

74ページをお開きください。

経過・処理方針については、平成30年第3号の2の1と同様であります。

以上が、農林水産部の請願・陳情の処理方針概要の説明でございます。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 農林水産部長の説明は終わりました。

これより、請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願番号または陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 まず、23ページ平成29年陳情第92号。

伊是名村振興発展に関する陳情が村長名で出されてもう1年半になりましたけれども、これは国営土地改良事業で造成した小規模の基幹水利施設を一体的に管理するというような制度設計の要請なのですが、県としては引き続き国へ働きかけていきたいという経過処理方針になりますけれども、1年半経過して、現状がどうなっているかだけ、ちょっと確認します。

○仲村哲村づくり計画課長 直近では、平成29年9月に国と県のほうで会議を行ったところがございます。ただ、その後、まだ国のほうとどういう方向でいくかというところまではまだ詰め切れていないところでございます。

○山川典二委員 陳情が出たのが平成29年の8月、そして翌月、1カ月後の9月に国と県が調整をして、それ以降1年半、全くやっていない理由は何ですか。

○仲村哲村づくり計画課長 沖縄総合事務局の農村振興課のほうと、担当者レベルでいろいろと打ち合わせ等を行っているんですけども、それ以後、どういう方向でいくかという回答のほうは、まだいただいております。

○山川典二委員 1年半もずっと話し合いが行われていないということは、この陳情が非常にハードルが高い、あるいは大変実現困難な陳情というふうな理解でいいんですかね。

○仲村哲村づくり計画課長 国のほうからの説明では、基幹水利施設管理事業での対応になるかと思うんですけども、この辺については、全国的にもこの

事業の対象とならない地区からの要望がいろいろとございまして、各地域からの要望がありますが、国のほうから、制度拡充には至っていないというふうな回答をいただいております。

○**山川典二委員** ですから、国のそういう状況に対して、県は何もしないというのはちょっとどうかと思うんですが。いずれにせよ、やはりこれはこの小規模離島の大きな課題として一現場の生産者の皆さんからの非常に切実な訴えでもあるんですよ。その辺について、今後の県としてはどういう取り組みをするのか、見解をお願いします。

○**仲村哲村づくり計画課長** 県としましては、伊是名村土地改良区と連携して、維持管理の負担軽減に向けて、国のほうに働きかけてまいりたいというふうに考えております。

○**山川典二委員** それから、泊の魚市場、そして、糸満漁港について関連しますので、一括して新規の陳情も出ていますので質疑をさせていただきます。まず、陳情平成28年第159号、それから、陳情平成29年第115号、同第140号、陳情平成30年第78号、同第84号、そして、今回の新規の陳情第19号。これ6件合わせてあります。

まず、ちょっと確認と整理の意味で、陳情平成30年第78号、ページとしましては50ページですね。これは糸満漁港の新市場早期整備に関する陳情ということでもありますけれども、新年度で実施設計を出していくということですが、まずその予算額、それから、この事業の総予算額ですね。想定する予算規模と、施設の規模と工期ですね。いつから一実施設計の後に実際工事が始まるんでしょうけど、竣工予定、供用開始はいつなのか。そして、新糸満市場における、生産量であるとか、あるいは生産高のシミュレーションを県漁連、あるいは漁業団体となさっていると思うんですが、その辺の情報交換の中でどれぐらいの商いを想定しているのか、もしわかれば見解をお願いします。

○**平安名盛正水産課長** 糸満新市場整備、高度衛生管理型荷さばき施設の整備費としましては、30億円のうち、来年度の平成31年度の実施設計が5300万円となっております。工期につきましては、先ほども申し上げましたとおり、実施設計を平成31年、平成32年、平成33年に工事をしまして、平成34年度内での開設を目指しているところです。施設規模につきましては、5400平米、取扱量としましては、5500トンでスタートしますが、今後、将来的には8000トンを目指

して取り組みたいと考えております。

○山川典二委員　ですから8000トンだったら、生産高はどれぐらいになるのですか。生産高のシミュレーションもやっているでしょう、収支の。

○平安名盛正水産課長　生産高についてのシミュレーションではなく、生産量についてのシミュレーションとして5500トンということであります。

○山川典二委員　生産量があって、生産高というのは当然イコールですから、そのシミュレーションは生産だったらやっていますよ。確認したほうがいいですよ、私は持っていますけどね。

それと、糸満漁港の現状でちょっとお聞きしたいんですが、糸満漁港の生産量、生産高、そして、第3種漁港ですから、県外の漁船も水揚げをしていると思うんですが、県内所属漁船と県外所属漁船の比率などがわかれば一取扱高ですね、教えてください。

○平安名盛正水産課長　糸満の水産物の取扱量としては2100トンとなっております。県内、県外の取扱量の比率等については今、資料が手元にないものですから、済みませんがお答えできません。

○山川典二委員　今のその件については、後刻、資料提出をお願いします。少なくとも、これから糸満漁港、泊漁港も、私は質疑をしたいと思いますので、最低限の今のぐらいの基本的な数字は一応準備をして、すぐに即答できるようにお願いします。

それから、今回、新規で泊漁港再開発推進委員会、これは泊漁港の水産団体7団体で構成される委員会ですが、そこから陳情が出ています。その陳情の内容は、泊再開発原案—プランニングをつくってるわけですね、向こうで、新たな建設の。新泊魚市場荷さばき建設施設を実現すること。それから、競り機能を継続すること。それから、県漁連の現在使われている荷さばき施設を廃止されることが決定されていますが、その跡地利用について、地元の漁協及び漁民が漁業生産施設等を活用できるよう整備すること。この3点が陳情内容ですよ。それに対して皆さんは、あくまで魅力ある消費地市場として整備できるよう努力するみたいな話なんですが、全くこれ答えになっていませんので。まずは、1番の泊再開発原案—これは御存じだと思うんですが、その内容を簡単に説明をしていただけますか。

○平安名盛正水産課長 泊再開発推進委員会の中的那覇地区漁業協同組合としましては、現在の規模の荷さばき施設を整備したいという要望があることは承知しております。

○山川典二委員 ですから、その要望に対して、その原案がありますよね。それは承知していますかということを知りたいんです、その内容を。県として把握していますかということです。それを聞きたいです。

○平安名盛正水産課長 泊漁港の荷さばき施設の規模等につきましては、泊漁港内での西側岸壁での建設を想定しております、面積は3760平米、既存的那覇地区漁協の競り場とあわせて、現在と同等の水揚げ施設を整備したいということで、2021年度着工で試算しております、総額で14億円ということ、新聞の記事で確認はさせていただいております。

○山川典二委員 いや、報道で皆さんは知るんですか。私は直接、組合長初め団体の皆さんと時々打ち合わせをしておりますが、基本的にはプランニングの概算で25億円なんです。それから、7600平米。全部パースも含めて書いてあるんです。こういうのは皆さん、わかっていて当たり前なんじゃないですか。それ調整していないんですか。なければなかったでいいですよ。事実関係だけ確認したいんです。

○平安名盛正水産課長 パースの図面は、写真等についてはメールではいただきましたが、詳細な説明については受けておりません。

○山川典二委員 今回、知事と新里議長宛てにこの陳情も出ているわけですから、何か曖昧な文書で魅力ある消費地市場として整備とか、そういうのではなくて、もっと具体的に出てくるわけですから、もう少し誠実に精査してほしいと思うんですが、この中に、2番目に競り機能を継続することとあるのですが、これは継続するという事で理解してよろしいですか。

○平安名盛正水産課長 那覇地区漁協の部分の競り機能については継続するという事で、当該の質疑のとおりであります。

○山川典二委員 それで、那覇市のほうにも生産団体は陳情、城間市長に直接、

手渡しをしております。泊漁港は那覇市の所管する漁港ですから、当然県漁連との関連もあるんですが、県と那覇市の調整は直近でいつやって、どういう内容の審議をされましたか。

○島尻勝広農林水産部長 事務方でかなり細かくはやっているんですけど、例えば担当部長なり、市長なりでのやりとりが十分ではないという話も聞いていたものですから、去る14日、副市長と部長のほうに現況の説明と今後の取り組みについて、少し話し合いをさせていただきました。副市長のほうからは、担当レベルでテーブルに着かせて、具体的に詰めていきたいという話を聞いております。

○山川典二委員 副市長との話をしたという話は、情報として入ってきてはおりますが、具体的に、どうしてもこれは那覇市単独でも支援でも難しいし、生産団体だけでも難しい。やはり県の支援もないと当然できない話ですので、何回もこの場でも質疑しておりますけど今、泊漁港での生産高、あるいは生産量というのは御存じですか。

○平安名盛正水産課長 平成29年の概数になりますが、生産量で約1万トン、算出額で71億9400万円となっております。

○山川典二委員 1万トンというのは間違いはないですか。数字がちょっと違うような気がするんですけど。

○平安名盛正水産課長 平成28年度版の漁港港勢調査によりますと、取扱量としまして7470トン、金額にしまして47億7300万円となっております。

○山川典二委員 ちょっと数字の違いなどがあるんですけど、いずれにせよ、生産者の7団体は糸満には行かないということで内部決定をして、したがって、向こうの荷さばき施設は40年以上、老朽化して、衛生面とか、それから、耐震化の問題、それから法規制の問題、いろいろ質疑したいところもあるんですが、ほかの皆さんも質疑ありますのでそろそろ終わりますが、ぜひ、糸満漁港は糸満漁港ですみ分けをして進んでいるわけでありますから、糸満をしっかり、8000トンというのはどうかなとも思うんですけどね、将来的には。しかし、それは目指して頑張っていたきたいし、泊は泊で一大消費地を抱えているわけでありますから、そこでの再開発を一泊漁港開発原案も出ているわけであり

ますから、那覇市とも調整を、具体的にやられている話なんでね、それをもう少し進めながら生産者との情報交換も……、私でさえこんな資料をもらうんですよ。皆さん、これ持ってないとだめですよ、少なくとも。やっぱりその辺今、非常に重要な詰めをする段階に来てますんで、方向を決める、方針を決める、具体的にですね。それをしっかりやっていただきたいというふうに思います。部長はもうこれ、今回、最後になると思いますから、ひとつまた皆さんにもその旨しっかりと指導していただくようなことも含めて、済みませんが最後に御答弁をお願いします。

○島尻勝広農林水産部長 先ほども説明したように、この懸案事項については、長年関係機関のほうで調整してきた経緯があります。今回の糸満への移転については組織決定ですので、あと、泊の再整備についてはどうしても総合的に、荷さばき施設だけじゃなくて、耐震性なり、施設の総合的な調整をしようかなということで、今回、副市長にもその旨、お願いしたところです。それについては、一つ一つの事業じゃなくて、トータルで具体的な財源の問題、事業の手当て等含めて今おっしゃったように7団体、ないしは那覇市のほう、この辺を含めて魅力ある消費地市場としての将来性をどうするかということも話し合いのテーブルに着かないといけないかと思っておりますので、県のほうも水産庁の関係、国と連携をとりながらしっかり、那覇市ないしは団体のほうが希望しているものについて、精査しながらやっていきたいというふうに考えております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 陳情平成28年第89号の2、5ページでございます。この一般質問でも取り上げたことなんですけど、確認と今後の対策についてお伺いしたいと思います。

与那国における地下ダムの件ですけれど、私、現場も行きました。地元の町議とも一緒に現場を見てきましたけれど、場所の確保云々というのは別として、この辺が適当だろうというところを見てきましたが、町との協議というのは具体的に何か進んでいることがありますでしょうか。

○仲村哲村づくり計画課長 今の与那国の地下ダムの件につきましては、平成30年度は沖縄総合事務局のほうで予定地域受益者の土地利用の調査とか、あと、

国営事業の先進地視察ということで喜界島のほうに行く、委託をやったと聞いております。

○大浜一郎委員 与那国の地下ダムの件で、町と何か具体的な話し合いとかがあったのかと私は聞いておるのですが。喜界島の先進地視察は私も聞いていますよ。

○仲村哲村づくり計画課長 県のほうは、それ以外に町の事業のヒアリングの際に、今の国営の事業の状況についてヒアリングの中で状況報告を受けているところでございます。

○大浜一郎委員 具体的に町と何かお話をしたのかとお聞きしているんですけど。

○仲村哲村づくり計画課長 県のほうとしましては、事業を進めるに当たって権利関係の整理が必要になってきますので、与那国町との役割分担として、権利関係について県営事業に関係するところは県のほうが、町営事業については町のほうが進めるという形で、そういう打ち合わせをしているところでございます。

○大浜一郎委員 現況じゃあ、話し合いに入ったということで理解していいですか。

○仲村哲村づくり計画課長 そうです。できるだけ採択になるように、地元、あと、関係機関と調整をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○大浜一郎委員 それから、多分、現場の件でこれと関連することなんですけど、かなり耕作放棄地がありますよね。その整理整頓も一緒にやっていかないといけないと思いますけど、その辺の課題は何か上がりましたか。

○仲村哲村づくり計画課長 具体的にはその辺のほうは報告を受けておりません。

○大浜一郎委員 実は私、この件を町長とか関係の議員の皆さん、これも一緒に解決する方向にいかないと、この事業、前に行きませんよというお話をして

きたので、ぜひその辺の、現場との具体的な議論を本当に詰めてもらわないと、一つ前に行かないと思いますよ。どうですか。

○仲村哲村づくり計画課長 委員がおっしゃるとおり、現場のほうと、現地を見ながら、連携をしながら進めていかないといけないというふうに考えております。

○大浜一郎委員 それと関連して、陳情平成30年第102号の2の5の63ページです。この堆肥センターの件についても要望があったというふうに思いますが、私も現地を見て、以前つくられたものがあるのは確認をしました。しかしながら、今、現況どうなっているかという、JAの物置場になったり、トラクターの物置場になったりして、周辺が全く使われていない状況があると。実際こういうのを整備した段階でどの辺が使われているかというのが一町もいささか問題あると思いますが、県のほうでは、つくった後にどう整備されているかというのを検討、もしくは確認、指導助言というものはないのかなと思って、ちょっと不思議に思いました。その辺どうでしょうか。

○仲村敏畜産課長 与那国町は昨年、私も現地を調査しまして、既存の堆肥処理施設が遊休化しているということを確認しております。それを踏まえまして、与那国町の担当の方と意見交換をしております。県としましても、家畜排泄物を利用したこの循環型農業については、畜産振興のみならず、農作物の単収の向上についても有用と考えておりますので、肉用牛の増頭とあわせて推進していきましようということで意見を交換しているところです。以前のこの堆肥センターにつきましては、我々も何度か照会はしているんですけども、畜産関連事業でやられたものでないということで、町のほうとしても、まず、これがどのような事業で、どの団体が整備されたかということへの回答はいまだいただいていない状況です。

今現在の状況なんですけれども、過去、与那国等の家畜飼養頭数が2300頭余りいたるところにつくられたものと想定しております。現在、990頭ということで、大分減少しているのが第1点です。新しい堆肥センターの設置につきましては、まず町の負担軽減とか、堆肥の回収も含めて町のほうと話しているのは、以前の体制も含めて、まず運営主体をどうするのか、それから放牧等も多いものですから、頭数もかなり少ないということで、原料の確保、収集体制をどうするのか、それから利用体制、それも含めて、今現在県のほうで指導しているところなんですけれども、今具体的なものについてはまだ町のほうから事務レベルでは

上がってきていない状況です。与那国町に確認したところ、平成31年度に入って、その件を踏まえて、畜産、子牛農家との意見交換を開催すると聞いておりました、与那国町としてはこの意見交換の結果を踏まえて、新たな堆肥センターの具体的計画、それから具体的な体制、そこを我々関係機関も含めて調整を図っていききたいというふうに計画しているとお聞きしております。

○大浜一郎委員 私も、現場見てまだ躯体部分は十分使えるんだろうと思っています。少し改修すれば十分に使えるものになるんだろうと思いますし、頭数の問題もあって、新しくつくるよりは今のやつを改修したほうがはるかにいいだろうと、現場の農家の皆さんからもそんな話をちょっとお聞きしたので、新しくつくるのも、今後の見通しとしてはよしとして、今あるものを改修してやったほうがはるかに費用対効果が高まるんだろうと思いますから、その辺のところも含めて少しお話をさせていただけたらというふうに思いますけど、その辺はどうでしょうか。

○仲村敏畜産課長 かなりいい施設としてまだ活用できるというふうに考えております。委員が視察されたように、今、それを活用するとなると、また新たな機械の整備等々も必要になってくると思いますので、まず与那国町と意見交換もしながら、機械整備が必要であれば、またそういう支援策も検討しながら、連携して進めていきたいというふうに考えています。

○大浜一郎委員 次に、陳情平成30年第57号、49ページです。国営のかんがい排水の件ですけど、これは常任委員会の予算議案調査の中でも御答弁いただきましたけど、これは平成30年度についてですけれども、平成31年度は対前年度比130%と私、御答弁をいただいたと思いますが、その理解でいいですか。できれば、額もいただけると大変助かるのですが。

○本原康太郎農地農村整備課長 陳情の区分のほうが平成30年度ということだったのでお答えをしておったんですけども、一般質問のほうでもありましたように平成31年度についてお話ししたいと思います。国営石垣島につきましては、額としては8億3000万円余りということで、対前年比130%ということで、石垣市になりますと約18億1500万円、平成31年度はこの程度の予算になっております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 処理概要の資料のページをもとにいきたいと思います。

まず42ページ陳情平成29年第140号をお願いします。4番、放置船の早期解体処分に関して、県の経過処理方針の中で、5カ年計画を策定しましたとありますけども、今現在、進捗状況について御説明をお願いします。

○長本正漁港漁場課長 泊漁港における平成30年度の放置艇の実績としましては、放置艇が16隻ございます。そのうち、個人が14名、法人が2名となっております。7名が死亡しており、1社解散、清算人が死亡というふうになっておりまして、平成29年度との比較としましては、2減となっております。

○西銘啓史郎委員 5カ年計画、平成33年度までに、これはどのようにする計画なんですか。

○長本正漁港漁場課長 今の計画では全ての放置艇を処理する予定ではございますが、今現在まだ16隻残っておりまして、これの所有者がいるものですから、この所有者に個別に当たって、早目に処理してくださいということをお願いしている状況であります。

○西銘啓史郎委員 法的なことはよくわかりませんが、少なくとも平成28年7月に5カ年計画を立てて、平成33年度末には放置船を全部、そういう解体処分をする予定ですね。いろんなハードルがあるのは理解しますよ。毎年度どれぐらいの予算を計上しているんですか。

○長本正漁港漁場課長 平成30年度は泊漁港で1700万円ほど予算計上しております。

○西銘啓史郎委員 執行はどれぐらいの予定ですか。

○長本正漁港漁場課長 実際、泊漁港のほうでは、今年度は燃えた船がございまして、この船の処理をちょっと考えていたんですけど、受け入れ先の沖縄市のほうの焼却施設は稼働しているのですが、焼却した後の灰を処分する、それがまだ機能していないものから、処理できなくて今、そういう状況となっております。

○西銘啓史郎委員 確かに火事は、近くにタンクみたいなのがあって大事に至らなかったんでよかったんですけど、やっぱり市民一別に漁業に従事する人だけではなくて県民の生活にも影響するわけですから。いろんな個人がいて、いろんな法的な手続がどうなのかわかりませんが、しっかりこれを着実に進めていかないと大変なことだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。それと、これはあくまでも泊漁港ですけど、全県的には何隻ぐらいあつて、どんな状況なんですか。こういう計画つてあるんですか、全県的な計画について、もしあれば教えてください。

○長本正漁港漁場課長 全県的にも放置艇の計画はございます。県管理の漁港で言ひますと27港ありまして、現在、放置艇が336隻、そのうち漁船が214隻、プレジャーボートが122隻となっております。

○西銘啓史郎委員 これについてはどんな計画で、いつごろまでに何をどのようにするのかということと、予算はどのぐらい計上しているか、同じようにお答ひいただけますか。

○長本正漁港漁場課長 予算につきましては、平成30年度は1000万円ほど計上してございます。それで、この全県的な放置艇の5カ年計画は平成31年度までとなっております、平成31年度にちょっと全県的に見直しをかけて、さらに今後、新たな放置艇の処理計画を立てていきたいと今考えているところです。

○西銘啓史郎委員 先ほど泊漁港で1700万円で、全県的なもので1000万円つていうのは何か336隻もある中で、非常に予算が少ないんじゃないかなと。処理できないと思ひているのかどうかかわかりませんが、これも同じように、どこに何隻あるのかかわかりませんが、本来は持ち主が責任を持って処分すべきだと僕も思ひます。それに対して費用を請求できるかどうか法的な部分はわかりませんが、とにかくしっかりこの辺を進めていかないと、放置した者勝ちということは、余りよくないかもしれませんが、それを税金で本来負担すべきかどうか議論はあると思ひますが、いずれにしても生活にも影響が出るようなものは、早目にぜひ解消するようにお願ひしたいと思ひます。

続いて、46ページ、陳情平成30年第44号の2をお願ひします。これも4番ですけれども、離島振興協議会から出ているんですが、座間味、渡嘉敷の鳥獣対

策。これについてまず、県として把握している被害状況、額というのか、どんなふうにもしわかれば教えてください。

○屋宜宣由営農支援課長 渡嘉敷村及び座間味村のほうのイノシシの農作物被害ですけれども、渡嘉敷村については、平成29年度が105万円余りとなっております。座間味村につきましては、ちょっと調査が十分できていなくて、まだ把握できておりません。

○西銘啓史郎委員 たしか、鳥獣被害防止総合対策で1億800万円ぐらい次年度予算に入っていると思うんですけど、その中で、この座間味、渡嘉敷に対する事業の額は幾らぐらいですか。内訳、座間味に何千万円なのかわかりませんが、その辺どうなっているかわかれば。

○屋宜宣由営農支援課長 農林水産部のほうの予算では、渡嘉敷村のほうですけれども、本年度並みの大体300万円余り。それと座間味村につきましても、本年度とほぼ同じベースの約40万円を予定しております。その内容ですけれども、渡嘉敷村においては、捕獲活動に係る費用、それと被害状況の調査、あと農地への侵入防止柵の設置となっています。座間味村におきましても、有害捕獲活動と被害調査に係る経費ということで予定しております。

○西銘啓史郎委員 1億円のうちの2村で、350万円ぐらいとして、残り9700万円ぐらいは、どこの地区でどのくらい使われているんですか。全県的なもので、大きなところを教えてください。

○屋宜宣由営農支援課長 沖縄本島北部は特に鳥獣の中でもカラスとイノシシの対策で、国頭村から恩納村に至る各市町村で全部、全市町村で今行っています。あと、中南部につきましては、タイワンシロガシラの被害防止対策というふうなことで、南部の農業一糸満市だとかそういった地域協議会への支援ということで予算を計上しております。それと、石垣、八重山地区のほうでイノシシ対策、あと鳥対策ということで、予算を支出しております。

○西銘啓史郎委員 これに書いてあるように、もちろん、環境、生態系の保全というのいろいろなあるのかもしれないけれども、やはり実際生活している方々のいろいろな苦勞、悩みについては、特に僕も最近、離島村長といろいろな意見交換する場があって、直接お会いしていろいろ声を聞くんですけど。そうい

ったものを一例えば、座間味村だとドローン。ある事業者と調整してドローンを使って何かできないかみたいなのをやっているようなんですけど、こういった予算もこの中に含まれるという理解でいいですか。まだ全然事業化はしていないと思うんですけど、ドローンを使った何かイノシシ対策はおもしろそうだと村長から聞いたことあるんですけど、その辺はどうですか。

○屋宜宣由営農支援課長 今、委員からありましたように、新しい手法を使っ
ての調査ということについても、この予算で対応できますので、要望があれば
随時、組んでいきたいと考えております。

○西銘啓史郎委員 ほかにドローンを活用した実例なんかまだないですか。他
の地域、他府県でもいいですけど。

○屋宜宣由営農支援課長 今、委員からもありましたように、ほかの県ではド
ローンを使って、実際に追い払いだとか、あるいは調査に活用しようというふ
うなことでの動き等、取り組みが始まったと聞いております。

○西銘啓史郎委員 ぜひ他府県のいい事例があれば参考にさせていただいて、島
民、村民の生活を守るようお願いしたいと思います。

それから、同じ陳情の6番、渡名喜漁港についてですが、平成30年度に工法
検討、平成31年度に改修工事を予定しているとありますが、既存の浮き栈橋の
進捗状況を御説明をお願いします。

○長本正漁港漁場課長 既存の浮き栈橋の改修については、平成30年度に設計
委託をしまして、平成31年度に改修するという事で予算づけもしております。

○西銘啓史郎委員 着工、竣工、どのくらいの予定で計画していますか。

○長本正漁港漁場課長 早ければ上半期に、平成31年度の上半期には工事を発
注して執行したいと考えております。

○西銘啓史郎委員 竣工どのくらいですか、工期はどのくらいですか。

○長本正漁港漁場課長 工期は半年はかからないかなとは思っています。

○西銘啓史郎委員 ということは、平成31年度中には竣工できるという理解でいいんですか。

○長本正漁港漁場課長 はい、その予定でございます。

○西銘啓史郎委員 それともう一つ、新たな浮き栈橋については、実態調査をして事業化の可能性を検討してまいりますとありますけれども、実態調査は進んでいますか、どんな状況でしょうか。

○長本正漁港漁場課長 渡名喜漁港には、浮き栈橋が3カ所ほどございまして、結構、県内の漁港でも浮き栈橋は整備されているほうでございます。基本的に、浮き栈橋というのは物を陸揚げするときに、利便性を向上させるために設置しているものですが、こちらで渡名喜村が要望されているのは休憩用の岸壁にちよっとつけてくれないかということで、これはすぐにはできないので、どういった理屈でもっていくかとか、そういったものを検討していかないといけないかなというふうに考えております。

○西銘啓史郎委員 結論から言うと、実態調査はしていないってこと。

○長本正漁港漁場課長 実際、渡名喜村のほうに行って実態は見ております。

○西銘啓史郎委員 事業化の可能性としては、まだまだ検討にも入っていないという段階ですか。

○長本正漁港漁場課長 検討はしているんですが、なかなか厳しいという状況ではあります。

○西銘啓史郎委員 次、55ページ陳情平成30年第87号をお願いします。南大東島の村長からの要請事項ですけれども、この中に書いてある、一番最後のほうに書いてある農業用排水施設の整備で15%と出てますね。2番で予算措置をお願いしていますけれども、今の整備率、今年度末でどのぐらいなのか、変わっているのか、数字があれば教えてください。

○仲村哲村づくり計画課長 南大東村の水源の整備率は、平成29年度の実績見込みで25.3%となっております。

○西銘啓史郎委員 100%になるのは何年度ぐらいの予定ですか。

○仲村哲村づくり計画課長 予算の確保の状況にもよりますけれども、おおむね20年ぐらい要するというふうに見込んでおります。

○西銘啓史郎委員 参考までに北大東村の同じ施設の整備率は何%ですか。

○仲村哲村づくり計画課長 平成29年度末の見込みで、北大東村のほうが63.7%となっております。

○西銘啓史郎委員 100%は何年後ですか。見込みで結構です。

○仲村哲村づくり計画課長 北大東村につきましては、3年後の平成32年度にはなると思っております。

○西銘啓史郎委員 大きな違いは、簡単に言うと何ですか、南と北の違いは。

○仲村哲村づくり計画課長 大きな原因としましては、まず北大東島と南大東島の島の大きさの差によるものかと思っております。南のほうが北の約2倍以上の大きさになりますので、整備のほうには時間がかかるというふうに考えております。

○西銘啓史郎委員 以前、僕は、南・北大東島に行って、村長ともお話しして、現場も見てきましたけど、前もここで話したと思いますが、南には自然池—海水も上がってくる池もありますよね。みんなの集まりにも僕、参加をして、そのときにこの若い人たちが塩分濃度がどうなっているとか、いろいろデータを用いながらやっているのを見たときに、村長からは実際には農林水産部で予算をとられていますけども、要は、とにかく浮き草か何かきれいに掃除すれば使えるという話があって、これは1年だけ、文化観光スポーツ部のカヌーの関係で予算を使ってやったけど、それから全然できていないという話だったんですけど、農林水産部としてはその辺対応は全く考えていませんか。

○仲村哲村づくり計画課長 今の自然池の活用につきましては、昨年7月に南大東村と協議を行って、新たな取り組みとしまして、今までは畑面集水型での

貯水池の整備だったのを、早急に水が必要ということで、今の自然池の活用を考えるとという方向で今、話を進めているところでございます。村長さんの要望としましては、自然池のしゅんせつをすることによって容量等がふえるんじゃないかというお考えもあるんですけども、ただ、この自然池の底が海のほうとつながっている関係上、しゅんせつをすることによって、その自然池自体が完全に海水化するおそれがありますので、その辺についてはなかなか技術的に非常にハードルが高いというふうに考えておるので、その辺は慎重に調査等を進めながら、どういうふうな対応が必要かというのを検討してまいりたいと考えております。

○西銘啓史郎委員 共通するもの全て、離島の悩みはそうなんですけど、やはり玉城知事がおっしゃるように、スケール感やスピード感っていうんですかね、ぜひそこは皆さんの力で、離島こそ早目に整備するつもりで、ぜひお願いしたいと思います。

それからちょっと、部長、ちょっと教えてほしいんですけど、久米島行ったときにバナラビーンズをつくっている人がいて、農林水産部に要請したら支援は一切出ないと言うんですけど、この新たな事業というか、そういうのに支援策というのは、県として持ち得ていないのかどうか説明してもらっていいですか。

○島尻勝広農林水産部長 いろんな薬用作物なり、特用作物みたいなものがたくさんあるんですけど、例えばコーヒーもそうだと思うんですけど、やっぱり我々が農家を支援するときに、再生産が可能なような作物の試算、あるいは栽培技術とかいろんなのを検証しながら、例えば普及センターなり、試験場の中で研究開発したり、品種を検討したりというのがあると思います。その辺を踏まえて、県単でもそうだと思うんですけど、この辺については支援できるところもあるんですけど、ただやっぱり情報が非常に不確定みたいなことについては、すぐに支援という形はできないと思います。例えば石垣のほうでも要望がありましたモリンガについても、特用作物については加工業者とか、その辺がセットじゃないと非常に難しいところがあるので、この辺については地域のほうとか、あるいはこれまでの実績なり将来性を踏まえて、必要性があれば事業化することは特に問題ないかと思うんですけど、我々のほうとしては、農家が最終的には再生産できるような形を検討しながらやっていきたいというふうに思っております。

○西銘啓史郎委員　ちなみに、現場、久米島見に行った方、いらっしゃいますか。何課ですか。

○島尻勝広農林水産部長　糖業農産課です。

○喜屋武盛人糖業農産課長　ことしの1月に実際、バニラビーンズをつくられている農家さんを訪問いたしまして、本人とも少しお話しさせていただきました。今はまだ試験的な栽培ということでしたので、今後、そういう商品化とか、あるいはこういったバニラを使ったカフェ的なものというんですか、6次産業的な、そういったものもイメージされてるということでした。ただ、まだ物がどうしても出荷するところまでいってないということなので、そういったのはお互いまた意見交換とか、情報交換をしながら、どういった支援ができるか、その辺を検討させていただきたいということでお会いしてきました。

○西銘啓史郎委員　私も現場見に行きました、ちゃんと声も聞いてきましたので、可能なことは全て支援してもらいたいと思います。

それから、最後ですけど、山川委員から出ていた、泊と糸満の話ですけども、ちょっと余談かもしれませんが、何となくというか、築地と豊洲に似ている感じがして、最後は知事の決断しかないと思うんですよ。幾ら実務レベル、担当レベルで話をしても、恐らくお互いなかなか合意できない面がいっぱいあって、ですから、農林水産部長が出て行って決着するケースもあるかもしれませんが、最後は知事みずからが両方と話をして、将来こうするんだというようなくらいやらないと、僕はまとまるものもまとまらないんじゃないかなという気がしていますので、部長、いろいろお疲れさまでしたけど、またこれからも後輩に対して指導よろしくお願いします。

○瑞慶覧功委員長　ほかに質疑はありませんか。

大城憲幸委員。

○大城憲幸委員　68ページの新規の陳情第3号の2ですけども、69ページにも及びますが、陳情第20号も関連して。種子法の関連です。私もちょっと見識不足で、種子法についてはもう、主要農作物ですから、沖縄への影響というのは余りないんだろうなというぐらいにしか、これまでの議論も見てこなかったんですけども、ここの指摘では、さまざまな影響があるよという、危惧する声もあるもんですから、この種子法が沖縄の農業に貢献してきたというか、影

響した部分というのは、県としてはどのように総括しているんですか、お願いします。

○喜屋武盛人糖業農産課長 主要農作物種子法でございますけれども、まず、昭和27年に戦後の食糧増産とか、そういった背景を受けて、こういった稲、麦、大豆、これについては、国、都道府県が主導をして生産普及を進める必要があるということから法制化されて、それが都道府県を中心に種子生産等を実施してまいりました。ただ、今般農業競争力強化プログラム等の中で、戦略作物、戦略物資でありますこういった種子、種苗については、国は国家戦略、知財戦略として、民間活力を最大限に活用したものを構築するということで、このような趣旨から、この法律が廃止されたところでございます。ただ、沖縄県としましては、これまでと同様の流れの中で、稲、麦、大豆、こういった主要作物の種子については、生産供給体制を維持していくということと、あと、県外と比べまして、沖縄の場合、米の生産量というのがちょっと少ないということですか、あと、県内で、こういった米の奨励品種等の育成等がちょっと行われていなくて、県外の優良な品種を県の奨励品種として供給しているということから、種子法の廃止に伴う県への影響というのは少ないのではないかとこのように考えております。

○大城憲幸委員 陳情第20号ではサトウキビとかパパイヤなんかにも影響するような指摘もあるんですけれども、何かこの種子法の関連で、サトウキビとか沖縄で栽培されている伝統野菜とか、そういうようなものに関係するものもあるんですか。お願いします。

○喜屋武盛人糖業農産課長 ここでちょっと整理させていただくと、主要農作物種子法に関しましては、稲、麦、大豆、これについての種子を守ることとでございます。サトウキビの品種とかそういったものについては、別にまた種苗法という法律がございますので、そういったものの中でしっかり管理していくということとありますので、サトウキビ等についての影響等は、この種苗法でしっかり守っていくということで、特段、影響はないというふうに考えております。

○大城憲幸委員 次は、この69ページにある2点目の遺伝子組み換えの件で、ちょっと急な質疑ですけれども、認識ではもう家畜の餌なんかは、配合飼料なんかは大分、遺伝子組み換え作物が入ってきていると思うんですけれども、県

として輸入農産物の中で、どれぐらいの割合が遺伝子組み換え作物になっているのかという、そういうのは把握していますか。

○屋宜宣由営農支援課長 飼料、あるいは食用の大豆、小麦等の中には今、遺伝子組み換えがされたものが、恐らくかなりの割合でまじっているとは思いますが、その割合については、国のほうでも県のほうでもちょっと把握できていない、そういう状況になります。

○大城憲幸委員 あとは栽培方法なんですけれども、県内で遺伝子組み換え作物が栽培されているというのは余りぴんと来ないんですけれども、その辺についてはどうですか。把握していますか。

○屋宜宣由営農支援課長 法律上、遺伝子組み換え作物については、まず、国の審査等を経て、安全性が確かめられた上で、商業上の利用ができるというふうな形になっています。今現在、質疑にありましたように、遺伝子組み換え作物の中で、商業利用できているものといいますと、今県内に入っているものの中では、パパイア、もしかするとハワイ産のパパイアが入っているかもしれませんが、その実態については、ちょっと把握できておりません。

○大城憲幸委員 それちょっと私も見識不足のところありますので、少しこういう陳情が出てくると、うーんと思ったものですから。ただ、今質疑あったように、やっぱり県としてはそれぐらいは把握する必要があるんじゃないかなと思いますので、その辺の取り組みのほうはお願いをします。

3点目に絡めてというのはちょっと無理があるかもしれませんが、理解をお願いしてやりたいんですけれども、ここは耕作放棄地対策として、有機農産物絡みになっているんですけれども、今議会でも私、再生可能エネルギーのところで議論しましたけれども、耕作放棄地対策として今、再生可能エネルギー、農地を利用した太陽光発電というような取り組みもあります。それで、今出したのは、皆さんがどの程度、把握できていればということで、情報をお願いしたいんですけれども、おとといの農業新聞の一面で、西原のほうで、農地法、農振法違反で、全国で初めてこの再生可能エネルギー買い取り制度の違反ということで取り消し処分が出ているんですよ。この経過を簡潔に、皆さん把握している分で説明をお願いします。

○島川泰英農政経済課長 西原町の太陽光発電につきましては、本来農地法、

農業振興地域の整備に関する法律―農振法の許可が必要な対象ということで、まず、地元の農業委員会のほうが指導を、ちょっと年度のほうは記憶をたどっているところなんですけども、平成24年ごろだったと思うんですけども、最初に農地を買ったというところから始まって、転用を一太陽光のパネルをその後張ったというような状況があります。そのときに、本来農地転用の申請と、あと農地法では太陽光発電の場合でも、営農型太陽光発電ソーラーシェアリングというやつの場合でも、転用方法についてちゃんと手続等をしなきゃいけないんですけども、その部分がされていなかったということと、あと、除外、あるいは用途の変更、農業施設であれば用途の変更という形になるんですけども、そういった形の部分の手続がされていないということで、指導が続いていたということがあります。

○大城憲幸委員　ちょっと、詳しいのはまた商工労働部と議論しようとは思いますが、これを見て不思議なのは、今言った平成24年に申請もされていない、除外申請もされていない農地に、6カ所も7カ所も太陽光がどんどんつくられて、今ごろしかこういう取り消し処分というのはおらないのかなというのは、非常に遅い気がしたんですけども、その辺について、ちょっと概要だけお願いします。

○島川泰英農政経済課長　当初、当事者との面談等を含めてやっているときに、農業の耕作をするという約束を何回かしております。それで、指導を持って、農業の耕作、営農という形の指導を続けて、いわば我慢強く指導を時間をかけて結構やってきたというのが今の実情です。

○大城憲幸委員　終わりますけれども、危惧したのは、自分は今回も議論したようにこの営農型太陽光発電システムは非常に可能性があると思っています。だから、こういうような悪質な部分でそこにブレーキがかかっちゃいけない。やっぱり、きちっと違反しているものは違反していると指導しないといけない。そして、本当にきちっと営農もしながら太陽光も、現実的に光が入っているかっているのは見ればわかるわけですから、そういうような仕組みについては、どんどん広げていってもらいたいと思いますので、その辺の取り組みのほうはしっかり行っていただきたいなど、要望して終わります。

○瑞慶覧功委員長　ほかに質疑はありませんか。
親川敬委員。

○親川敬委員 67ページ、陳情平成30年第118号ですね。4点ほどまとめて聞きますね。

まず、県内で管理重要港湾で、避難泊地で、避難港になっているところがあるのか、それを教えていただきたい。そして、陳情の処理概要に書いてあるこの仲尾次漁港周辺、屋我地大橋の周辺は、漁港区域外であると書いてありますけども、これはどここのことを指しているのか。そして関係者との連携と書いてありますけども、関係者はどこどこなのかを教えていただきたい。もう一点は、この概要の2の下の方にある、県としましてはというくだりのところに、当該水域が共同漁業区域であると書いてありますけども、これはどこの共同なのか教えていただきたい。以上4点、お願いします。

○長本正漁港漁場課長 まず、避難港のことですが、これは港湾のことで今ちょっと資料を持ち合わせていませんので答えられません。

あと、仲尾次漁港周辺のことですが、仲尾次漁港は一定の漁港区域で囲まれております。その漁港区域以外のことを言っているんです。羽地内海がありまして、羽地内海の中に仲尾次漁港がございます。仲尾次漁港の周辺に漁港区域が設定されていて、それ以外の区域が港湾とか、そういった区域になっていると。

あと、関係者ですが、関係者は港湾区域ですから、港湾の管理者は土木建築部とか名護市とか、そういうことになると思います。

あと、共同漁業区域は、共同漁業権というのが設定されておりまして、名護漁協、今帰仁漁協、本部漁協、羽地もですね、羽地漁協の4漁協となっております。

○親川敬委員 漁港区域外の話をしつぱり説明されたんですけど、要するにしゅんせつは、船はどこから出て行くかというのは把握していますよね。

○長本正漁港漁場課長 仲尾次漁港は、向かって右側が奥武の橋とかそこら辺、左側のほうに向いて航路がいくという形になっています。

○親川敬委員 そこが漁港区域外という認識なんですか。

○長本正漁港漁場課長 そこら辺はもう漁港区域外にはなっていて、天然の航路となっております。

○親川敬委員 重要港湾については皆さんのほうから関係部署に……。これ、土木建築部の港湾ですか。

○長本正漁港漁場課長 はい、そのようになっております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

以上で、農林水産部関連の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、補助答弁者入れかえ)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

本委員会所管事務調査事項農林水産業についてに係るパラオ海域での入域制限によるマグロ漁船への影響についてを議題といたします。

本件について、農林水産部長の説明を求めます。

島尻勝広農林水産部長。

○島尻勝広農林水産部長 詳細について担当課長から説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○平安名盛正水産課長 今、委員の皆様方にお配りしています資料につきましては、今回のパラオ共和国の中で2020年から施行されますパラオ国家海洋保護区設置法についての概要の説明と、実際に、2ページ目につきましては、海域図になっております。

3ページ目に、吉川農林水産大臣に対して、ことしの2月に沖縄県知事玉城デニー知事初め関係団体と一この要請につきましては富川副知事を先頭に対応させていただきましたが、関係団体等にパラオについて、農林水産省、外務省に対して要請した要請文をつけております。

次のページは、その要請のときの新聞記事となっております。次の外務省のホームページにつきましては、日本・パラオ首脳会談及び夕食会ということ

で、3月8日にありましたレメンゲサウ大統領が来日された際の記事をつけております。

以上です。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 農林水産部の説明は終わりました。

これより、パラオ海域での入域制限によるマグロ漁船への影響についてに対する質疑を行います。

質疑に当たっては、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、委員長の許可を得てから行うよう、お願いいたします。

質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 3月8日にレメンゲサウパラオ共和国大統領と安倍総理が会談をしております。外務省にもこの基本的な情報は出ておりますが、実際どういう会談をしたのか、内容についての確認は県としてされましたか。

○平安名盛正水産課長 今回の来日につきましては、日本・パラオ外交関係樹立25周年を祝しまして、去る3月8日から12日に大統領が訪日された際に、安倍総理のほうから沖縄を初めとする日本漁船の操業に関して配慮をいただきたいと申し入れたところ、大統領からは沖縄側の要望は認識しており、引き続き協議するよう担当者に指示しているとのコメントがあったと聞いております。

○山川典二委員 ですから、県として直接関係省庁に確認はしておりますか。

○島尻勝広農林水産部長 去る14日木曜日に、正式ではないですが沖縄担当大臣、あるいは水産庁、農林水産省のほうからは一応その内容等について報告は受けております。直接、大臣のほうのコメントをいただきながら。

○山川典二委員 ですから、県として直接その確認作業等もやられたんですか。

○平安名盛正水産課長 今回のレメンゲサウ大統領訪日についてのコメント等につきましては、関係省庁に対して電話で確認させていただいております。

○山川典二委員 水産庁との確認内容がもしわかれば教えてほしいんですが。

○平安名盛正水産課長 繰り返しになりますが、3月8日から12日の大統領訪日の際に、安倍総理のほうから、沖縄を初めとする日本漁船の操業に関して配慮いただきたいという申し出をしたところ、大統領からは、沖縄側の要望は認識しており、引き続き協議するよう担当者に指示しているとのコメントがあったという内容について、水産庁から確認をさせていただいております。また、今後、早いうちに日本対パラオでの協議をしたいということでの、事務レベルでの手続を含めて、今進めているところであります。

○山川典二委員 我々自民党会派としましては、水産庁関係機関等と色々な情報交換も今やっております、日々刻々と今状況が変わりつつある、あるいは変わらないのかという、非常に今緊張感のあるところなんです。場合によっては、県の出方次第といいますか、水産団体も含めてですが、要調査事項として先日も知事にちょっといろいろお願いしたいという話をしましたけれども、ぜひここは知事に日程を調整していただきまして、早急に、関係省庁での要請は副知事はやっておりますけれども、知事としてそれをお願いしたい。場合によってはパラオの大統領に直接要請をするという、そういうことをしっかりとやるべきだと思うんです。そういうアクション、行動が場合によっては、今の打開策として非常に有効なことになる可能性も今あるやに、我々はそういうふうに分分析をしておりますから、ぜひこの辺はしっかりと、知事、そして部長も含めて直接要請をして、もう一度、ある意味ここは最終第4コーナーを今、回っているような状況なんです。ですから、やれることはしっかりと、悔いを残さないようにやっていただきたいと要望したいと思いますが、いかがですか。

○島尻勝広農林水産部長 山川委員がおっしゃるように、我々も緊張感を持ちながら、11月の定例議会の中で富川副知事が言ったように、三役についてはいつでも柔軟に対応できるようにということでスタンバイはしております。今回、3月の時点については、この8日の大統領来日を待ちながら検討していきたいというふうな関係団体、水産庁からの意向もありましたので、今、委員がおっしゃるように、やっぱり日々、何か状況は変わっているというふう聞いております。水産庁を含めて、意外とこのパラオの歴史については、沖縄とのつながりが深いということも認識しているようですので、我々はこの水産だけじゃなくて、文化的な交流も含めて、委員がおっしゃるように、知事三役を含めて

柔軟に早急に対応できるように事務方としてはスタンバイしておきますので、また、その辺については皆さんの一委員の中でも、国会議員等を含めていろいろと支援が必要なときにまた、そのときはお願いしたいなと思っております。全力を尽くして対応していきたいというふうに思っております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 今回の議論について、私も同感なんです。もうそれはみんな一緒だと思います。危機感を持ってやらなければいけない。ただ、前から議論があるように、2015年から議論が始まって、この時期について、パラオという国の世界に対しての公約ですから、非常に厳しい状況にある。だからやっぱり最悪の事態も考えないといけないわけですよ。そういう意味で確認したいのは、この生産者団体から県に対しては、漁場の確保についても並行して進めてくれということがあったんですけども、やっぱりこれ、今後我々県議会としても委員会としても、国に対してもお願いをしないとけないなと思っておりますけれども、この漁場の確保については、国として、国と県の間では、パラオがだめになった分をどこかで探せないかという議論はあるんですか。その辺どうですか。

○平安名盛正水産課長 今回のパラオの2020年問題について、その影響として、パラオでの操業ができなくなった場合にはということで、県内で操業されたときに、やはり漁場の競合というのが30隻余りの船が出てきます。また、パラオの場合はキハダとか、メバチを対象として漁業しているんですが、沖縄近海だと、やはりビンチョウマグロが多いものですから、そうなるとやはり大量に揚がってきた場合、漁価の下落等についての懸念があるかなと思っております。そういう意味で、現在、やはり新しい漁場という形では、大東島の東であったりとかという部分での、新しい漁場の調査について、水産海洋技術センターが、沖縄県産業振興重点研究推進事業において、大東島諸島における大陸棚周辺海域における漁場調査等も実施しながら、新たな漁場を今模索というよりは、研究開発として今取り組んでいるところでして、今後やはりパラオの問題等を含めて、課題等については一つ一つ解決していきたいと考えているところであります。

○大城憲幸委員 県からの要請文の中にも触れられてはいるんですけども、

やっぱり日中、日台との漁業取り決め、そういう中でもくくり締められてきた。もう一つ言えば、米軍の訓練海域で制限も受けてきた。やっぱり国の方針、あるいは施策の中で、沖縄のウミンチュというのは、どんどん狭められてきているわけですよ。そういう中で、今回の友好関係になったパラオとのこういう経過があります。だから、そういう意味では、今回の要望2点ですけれども、きちんとパラオと信頼関係をもっと深くして継続してやってくれ、そして、交渉は粘り強くやってくれ、それはもうそのとおりでなんですけど、やっぱりもう一つ国に対しても沖縄のウミンチュの漁場、それを何とか確保する方策を、ほかでもやってくれというような要望はすべきかなと思うんですけど。県は出しているんで、我々県議会が出すとしたら、そういう議論も必要じゃないかなと思うんですけども、その辺について考え方教えてもらえますか。

○島尻勝広農林水産部長 これについては、今、委員がおっしゃるように、我々のほうからの問題提起じゃなくて、やっぱり国ないしは外国との交渉の中で、こういうふうな事態になったということで、漁民に対しては不利な条件であるという状況があるかと思えます。これについては、事あるごとに我々も要請はしているんですけども、やっぱり今回の日台の件もそうですし、漁民が安全安心して操業できるようなことを前提に整備する必要は当然だというふうに思っております。これについては、国のほうとの交渉ごとも結構あるというふうには認識しておりますので、この辺については、やはり漁場の拡大も当然必要だと思いますけど、今の交渉については、やっぱり漁場関係だけじゃなくて、文化的な、人的な交流も含めてパラオについてはしっかりやっていきたいと思っておりますし、また拡大についても、試験場のほうからの調査事業等も必要かなというふうに思っています。米軍基地の問題等についても、事あるごとにお願いはしているんですけども、この辺についてもしっかり継続しながら国ないしは、関係機関のほうには要請しながらやっていきたいというふうには考えております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
新里米吉委員。

○新里米吉委員 きのう聞いたんですが、自民党の国会議員の方とちょっと晩に話をして、昼は大臣とも10分ぐらい立ち話をする機会がありましたので、話したりしたんですけど。国会議員の方の話では、日台漁業取り決めが決裂したという話があったんですが、聞いていますか。ですからかなり、沖縄の漁業に

としては大変厳しい報告を聞いているわけですが、ただ、この問題はもう、大臣も非常に農林水産関係に詳しいですし、その経過もこの場で説明も受け、資料も出されていますので、そのこともよく知っておられましたが、国会議員の方もうちらもかなり慎重にやらんといかんという雰囲気を感じました。やっぱりもうここまで来ると、今、政府間の問題になりますから、政府間でやっているけども、例えば県知事がパラオの大統領に会いに行くという場合の話もしましたが、関係者等、やっぱり農林水産省とか外務省とかともよく調整して行って、先ほどから話がありますように、状況判断をしないとイケないというのを感じておりますので、関係省庁とはよく連携をとって、沖縄の知事なり、少なくとも副知事なりがパラオに行ってお願ひに行くという状況を、より効果的なところで皆さんのほうからも判断をして、省庁との連携の中から、それを模索してもらわないとイケないんじゃないかというのを感じています。

ただやっぱり、省庁が国同士の話し合いをしている中で、向こうの話をよく聞いてから行かないと、沖縄が勝手に行って、かえってひんしゅくを買ったり、叱られたりということにならんようにしないとイケないなというのを感じましたので、そこら辺はしっかりしながら、県としての対応というのもしっかり必要じゃないかと思っていますので、そこはしっかり取り組んでいただきたいと思いますが、部長もかわるんで厄介ではあるんだけどね。

○島尻勝広農林水産部長 繰り返しになりますけど、11月の議会答弁の中で、富川副知事もおっしゃったように、その時点から我々関係団体、ないしは水産庁、国のほうにはいつでもスタンバイオーケーということで、今、山川委員がおっしゃるように一日一日、日々変わるような状況ですけども、取りこぼしがないように、今、新里委員がおっしゃるようなものについては、アンテナをしっかり張りながらリクエストはちゃんとやっていきたいというふうに思っています。この件については、今までの歴史的な問題についてもいろいろとあると思うんですけど、やっぱり長いつき合いをやっている中で、パラオとは非常に信頼関係もあるというふうに聞いておりますので、いろんなチャンネルを通しながら、本当に影響がないような形で全力を尽くしていきたいと思っておりますし、また夏場までが勝負、あるいは一月が重要だというふうに認識しておりますので、ぜひ関係機関のほうからのアドバイス等があれば、しっかりやって対応していきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

以上で、パラオ海域での入域制限によるマグロ漁船への影響について、農林水産部長に対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

次に、商工労働部関係の請願平成30年第3号、陳情平成28年第86号外18件の審査を行います。

ただいまの請願及び陳情について、商工労働部長の説明を求めます。

屋比久盛敏商工労働部長。

○屋比久盛敏商工労働部長 それでは、商工労働部関係の請願及び陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

お手元に配付しております資料1、経済労働委員会請願及び陳情に関する説明資料を1枚めくっていただき、目次をごらんください。

商工労働部関係は、継続請願が1件、継続陳情が19件となっております。

継続審査となっております請願及び陳情につきましては、処理方針の変更が1件ございますので、御説明いたします。

33ページをお開きください。

陳情平成30年第103号平成31年度市町村商工会及び沖縄県商工会連合会関係予算の拡充に関する陳情に係る処理方針の変更について御説明いたします。

沖縄県小規模事業経営支援事業費補助金の必要額確保については、同陳情の趣旨を踏まえて検討・調整を図ってきたところではありますが、今回、必要不可欠と認められる経費について平成31年度県予算案に計上していることから、全文を変更するものであります。

その他の請願1件及び陳情18件につきましては、前議会から処理方針に変更がありませんので、説明を省略させていただきます。

以上で、請願及び陳情の処理方針についての説明を終わります。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 商工労働部長の説明は終わりました。

休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後 1 時16分再開

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

これより、請願及び陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、請願番号または陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 陳情平成28年第86号、ページ数は2ページです。これは、再生可能エネルギー発電設備ということで、太陽光発電の件の陳情なんですが、まず、県内の太陽光発電施設数といえますか、そして、ほとんどが今回のこの陳情案件のように地上に設置していると思うのですが、その内訳がもしわかれば、御説明をお願いします。

○喜友名朝弘産業政策課長 今、手元にある資料で、2016年度推計値の再生可能エネルギー—再エネの内訳のパーセンテージを持っているんですけど、それによりますと、再エネ導入率の内訳で、太陽光発電が70.9%になってございます。陸上風力発電が11%などでございます。

○山川典二委員 この今の処理方針は、それ以降—ちょっとこれも平成28年の8月の陳情なんですが、その後動いていないという状況で理解していいですか。陳情者との関係。

○喜友名朝弘産業政策課長 大宜味村からの陳情案件でございますけど、国のほうに規制するようなガイドラインをつくってくれとの要請であるとか、そういったのが必要であるというふうな内容だと理解しておりまして、その後は、経済産業省の資源エネルギー庁より、平成29年の3月に太陽光発電事業者向けにガイドラインが制定されて、基本的には規制がきちんとできているというふうに考えております。

○**山川典二委員** 先ほど再生可能エネルギーの比率がちょっと出たのであれですけれども、県の方向性として、たしか2020年までに、例えばこの全体の再生可能エネルギーを5%にするとか、あるいは2030年までに10%にするとかという、そういう計画があったと思うんですけど、現状として全体の再生可能エネルギーの比率は、直近で何%ぐらいありますか。もしわかれば、なければいいですよ。

○**喜友名朝弘産業政策課長** 目標の最新値でございますけれども、再生可能エネルギーの導入率が、2016年度推計値で1.1%となっております。

○**山川典二委員** ですから、その県の方向性はありますよね。それもちょっと簡単に概要を説明していただいて。目標値。

○**喜友名朝弘産業政策課長** エネルギービジョンアクションプランというのを県のほうで策定してございますが、その数値目標で御説明しますと、再生可能エネルギー導入率として、1次エネルギー供給量に対する再生可能エネルギーの比率を、2012年度0.5%から2020年度5.0%、2030年度13.5%というふうに目標を定めているところです。

○**山川典二委員** 2016年度で1.1%ということは、それ以外は化石燃料を含めてのエネルギーになっているということで理解していいですか。

○**喜友名朝弘産業政策課長** 結構です。

○**山川典二委員** ということは、もう99%近く、ある意味で火力発電とかで、一部いろいろありますけれども、そういうふうな理解でいいわけですね。それで、この再生可能エネルギーの中で、委員会でも質疑をさせていただいておりますが、県内に眠る水溶性天然ガスですね、これは平成24年から平成26年にかけて国の予算10億円をかけまして、探査事業といいますか、簡単に地震探査というか、それによって、その埋蔵量がどのくらいあるかという調査をしたと思うんですが、10億円かけて今、那覇市、南城市、宮古島市の3市がそういう可能性があるということの取り組みがあるのですが、現状としてどんなふうな状況になっていきますか。

○喜友名朝弘産業政策課長 今取り組みが一番進んでいるのは、宮古島市が検討委員会一県のほうも参加しているんですけど、農業関係であったり、温泉関係であったりということで、たしか今年度、民間の事業者で利活用を委託する事業者も決めて進めているところというふうに確認しております、那覇市と南城市が今少し課題があつてとまっているというふうに認識しております。

○山川典二委員 その2市の課題について後でちょっと質疑しますが、基本的には再生可能エネルギーがまだ1%台ということであれば、やはりある意味、この地下に眠っている天然資源もやはり有効に使うことは、非常に重要なことだというふうに思っております。宮古島の話が出ましたけども、私もおとといから宮古に行きまして、それで現場の水溶性天然ガスを使った事業について、宮古島市の職員、平日ではなかったんですが御案内をいただきまして、いろいろ勉強させていただきました。その中で、例えばこれは宮古島の城辺ぱり鉾山から、海宝館という観光施設みたいなものがありまして、そこで実際に水溶性天然ガスをエネルギーにして、電力化に成功しまして、ハウスコンテナ要するにコンテナの中で野菜工場の実証実験をやっています、これが35日間でレタスができる。その現場がまだあるかなと思ったら、ちょうど今月の初めに終わって、また次年度から再スタートするそうでもありますけれども、それを見たり、あるいは一部温泉で出てくるものを足湯という形で観光客の皆さんに使ってもらったり。資料をいただきましてここに写真がありますが、非常に取り組み、成果といいますか、一生懸命ですね。そして、オクラであるとか、それからサヤインゲンとか、ミズナとか、いろんなことを非常に精力的に挑戦をしている。これは、恐らくかなりいい成果が出てくると思うんですが、ただ、那覇市、南城市と比べたら、ガスの含有量がそんなにないんですよ。そういう中でも一生懸命やっています。

ちょっとお聞きしたいのは、実は文化観光スポーツ部でもこの間やったんですけども、水溶性天然ガスを、利用する権利というのが国の許認可事項で、でも温泉は県の環境部の自然保護課が許認可を出して指導していくというようなことになっていまして、県内のホテル関係、最近のインバウンドの需要に対応するために、開発関係であるとか、既存のホテルも含めて11件ぐらい今、温泉の申請があるようです。ただし、温泉だけでありまして、水溶性天然ガスは放出するような状況、現況でも、ちゃんと使っているところはまだ1カ所くらいしかなくて。実は水溶性天然ガスの温暖化係数というのが、二酸化炭素の21倍あるというふうに言われていまして、そういう意味ではこれはそのまま沖縄の空間を汚染する一因にもなっているわけでありまして、まだ微量ですが、今後ふ

えていけば。ですから、でき得れば、この温泉の許可と同時に、水溶性天然ガスの電力源としての利活用を並行して一緒にやれるようなことを、しっかりと商工労働部としても、私はこれはぜひ検討すべきじゃないかなというふうに思っていますけれども、それについていかがですか。

○喜友名朝弘産業政策課長 今、委員がおっしゃった課題でございますけれども、水溶性天然ガスが利活用されていない理由ですね。沖縄総合事務局のほうにも確認したところなんですけど、温泉法に比べて、やっぱり鉱業法に基づく各種許認可等の取得が難しいというのがあったり、鉱業権設定後の維持管理等において、鉱山保安法における作業監督者を確保することがなかなか難しいというような課題はあるのですが、委員おっしゃったように利活用については、やっぱり必要だと思いますので、今後は、その市町村の所管する、ガスを所管しているところと、あるいはガス事業者とか、あるいは電力であるとか、国のほうとももちろん意見交換しながら、利活用に向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。

○山川典二委員 難しい話してはいますけど、私が聞いたらそんなに高いハードルでもないような気がするんですけどもね。例えば南城市のユインチホテル南城もすばらしいモデルとしてあるじゃないですか。あそこは水溶性天然ガスで施設の電力は全てそれで賄っておりますし、出てくる温泉水を温浴施設で使っていますよね。また、西原のほうでは、ヨウ素の濃度がかなり出てくるということで、ヨウ素の産業化についても今、先端の企業が沖縄の会社とジョイントベンチャーで一生懸命取り組んでいると、そういう状況があるんです。ただ一つ商工労働部として確認したいのが、許認可の問題が、試掘権とか、採掘権のほうですね。これが実は8年間の2年更新ですよ。今度がもう最後なんですよ。3月いっぱいまでこれ申請しないと、要するに残り2年間の採掘権の権利しかないという状況があるんですけど、現状として、宮古島市は今それに向けて非常に前向きな取り組みをしていますが、那覇市と南城市につきましては、現状はいかがですか。

○喜友名朝弘産業政策課長 那覇市のほうを把握しておりますので、那覇市を御説明させていただきたいんですけど、現時点では、おっしゃるように、平成31年8月までの試掘権の期間となっておりますが、今後、国の許可を得まして、最長で平成33年の8月まで延長することができるというふうには確認しております。

○山川典二委員 南城市はいかがですか。情報持っていますか。

○喜友名朝弘産業政策課長 南城市は、平成31年の5月までだったんですけど、それを平成35年の5月までの延長を行っております。

○山川典二委員 そういう意味で、延長、延長で有限期間ではあるんですけど、やはり早目に採掘権の権利をしっかりと永年で使えるように、やっぱり県としてもこれは指導が必要だと思いますよ、調整しながらね。

そして、お聞きしたいのは、さっきもちょっと話をしましたけれども、温泉の場合は自然環境保護審議会ですかね。温泉だけ使っても、本当にもったいないですよ。先ほど国のハードルが高いような話をしていましたけれども、私の認識としてはそうでもないような気がします。千葉でもかなり普及して、非常に幅広く地域のためにやっていますからね。ですから、これは県のあれですけど、その温泉法と鉱業法の整合性をとって、両方しっかりと利活用できるような仕組みは、県もこれは国とも相談していただきながら、音頭をとってやる必要があると思うんですよね。そうすることによって、先ほどの再生可能エネルギーの比率も、間接的あるいは直接的にも向上していく可能性があるわけですから、私はもう今、ある意味、非常にしっかりと方針を決める時期に来ているんじゃないかなというふうに思っております。この辺は、今後の取り組みについていかがですか。

○喜友名朝弘産業政策課長 委員おっしゃるように、温泉は環境部、ガス関係は商工労働部ですので、今後、環境部とも連携、意見交換をしながら、その利活用については、相乗効果を高めるような形で持っていきたいというふうに思います。

○山川典二委員 できましたら、農林水産部も含めてやってください。というのは、ちょっと参考までに、温泉利用による温湯処理に関する報告ということで、東京農業大学の宮古農場の皆さんがマンゴーを出荷する直前に温湯処理をするんですよ。そうすることによって、炭疽病を防いだり、ちゃんとした製品として出荷していくと。これを実験的に宮古の水溶性天然ガスの出た温泉でやったら、非常に良好なデータが今出ていますので、今後引き続きやるそうですが、やはり農業にもこれ生かせるんですね。ですからそれも含めて、自然のエネルギー、これもう宝の山だと、山じゃない、地下ですから、宝だと思ってい

ますので、その辺の自然エネルギーをしっかりとやっていただきたいと思います。部長には再三再四いろんな議論させていただきましたけども、ぜひ後進の指導も含めてひとつ、御決意をお願いします。

○屋比久盛敏商工労働部長 今までの話、ある程度理解しているつもりですけれども、そうですね、沖縄県には限られた重要な資源といいますか、それを地産地消で使っていくことで大きな広がりができるだろうということはずっと思っていたわけですし、ですから、ここを一つ一つ積み上げていくという話、それから今言った課題を解決していく話は、皆さん、担当も認識しておりますので、それはある程度また国も引き込まないといけませんので、そういう体制を整えて、ますますこの活用に向けて頑張りたいと思います。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
大城憲幸委員。

○大城憲幸委員 同じ陳情ですので、関連しながらお願いしたいなと思いますので、2ページの陳情平成28年第86号ですね。今、議論があったとおり、国が平成29年にガイドラインをつくってからは、沖縄全市町村からこういう部類のものはないよと、うまくいっているよということではあるんですけども、一方でやっぱり最近、危惧する声があるのは、もう買い取り制度もひとしきりこととしてまた一段落というか、契約が切れるわけですから、そういうような太陽光発電事業者が、終わってその後の処理はどうするのか、そういうようなもので経営が成り立たなくなっていてどんどん下がっていく中で、破綻した場合にはどう整理するのかというような危惧する声があるんですけども、その辺もあわせて市町村との連携とか、こういう大型事業者との連携や、皆さんの指導体制というのはどうなっているんですか。

○喜友名朝弘産業政策課長 まだ、太陽光パネルが実際に廃棄されて、実際に困っているというふうなお声は聞こえてはございませんが、基本的には当該案件も含めまして、その処分について設置業者が責任を持つものだと思います。それについてやっぱり全国的な問題でもございますので、資源エネルギー庁が策定している事業計画策定ガイドラインというのがあるようで、その中で、撤去及び処分について、関係法令に基づき適切に処分することを含めて事業計画を策定することとなっているということでございますので、設置事業者が責任を持って廃棄するものではあると思っております。実際、委員が危惧するよう

なことが身近に出てくるようであれば、沖縄総合事務局、国のほうが所管していますので、一緒に連携しながら、もちろん市町村とも、対処していきたいと思っております。

○大城憲幸委員 今のところはそういう事例はないということですが、例えば具体的に、あの太陽光パネルをもし廃棄するとなると、これは県内でそういう廃棄処分ができるのか、それともどこかに持って行って処分することになるんですか。その辺どうですか。

○喜友名朝弘産業政策課長 太陽光パネルには、鉛とかセレンなどの有害物質を含むものがあるらしいです。なので、廃棄物処理法にのっとって処理をするということで、適切な処分場への埋め立て等が必要だということで、環境省でガイドラインを策定、周知しているようでございますけれども、県内で行えるのかどうかというのは、今把握してございません。

○大城憲幸委員 その辺もちょっとお互いに勉強もしないといけないのかなと感じています。それとあわせて、先ほどちょっと農林水産部と話したんですが、土曜日だったと思いますが、日本農業新聞の一面に全国で初めて買い取り事業者の認定取り消しというようなものがありました。その辺について、県としてこれまでどうかかわりがあったのか、現状どのように把握しているのか、お願いします。

○喜友名朝弘産業政策課長 これは、3月9日付の取り消し第1号の事例が沖縄県の西原町で発生したと。農振法違反だというふうなことで聞いてございまして、この法律に基づいて処分しているものでございますので、農林水産部あたりのほうにお話はいつているんじゃないかなということで、商工労働部のほうについては、確認は特にございませんでした。

○大城憲幸委員 今回は農振法違反、農地法違反ということでの取り消しなんですけれども、そういう再生可能エネルギーの事業者として国と、あるいは電力会社と契約するわけですが、そこがきちんと業務が行われているのか、あるいは継続性のあるような取り組みをしているのかというのは、皆さんのほうではチェックする体制というのはないんですか。

○喜友名朝弘産業政策課長 今のお話、事業計画策定ガイドラインの中で、国

のほうで直接管理するような形になっているというふうに聞いております。

○大城憲幸委員 仕組みはそうなっているのであれば現状それではないんでしょうけれども、ただやっぱりここまで事業者の数も、あるいは個人での取り組みもふえているわけですから、やっぱり県としてこういう全国で初めて取り消されて、我々は知りませんでしたではなかなか……、今後もこういうことがふえてくるとよくないなと思うんですよ。だから、その辺は、国のガイドラインに基づいてということになるんでしょうけれども、もうちょっと積極的にかかわってもいいんじゃないかなと思いますので、それは内部の体制も含めて検討をお願いします。

それともう一点は、関連してですけれども、今度買い取り価格が18円からこととして下がるわけですよ。それで、それが幾らぐらいになるのかというのは、後ほど電力会社が出すんでしょうけれども、その辺についてはやっぱり県民生活に余り大きな悪影響がないようにということで、県としてもチェックなり、助言なりというのも必要だと思うんですけれども、その辺の買い取り終了に向けての電力会社の取り組み、県として危惧される点とかというのは、今どのように考えていますか。

○喜友名朝弘産業政策課長 済みません、把握してございません。

○大城憲幸委員 何件ぐらいが10年の期限を迎えるかぐらいはわかりますか。

○喜友名朝弘産業政策課長 済みません、今それも把握してございません。

○大城憲幸委員 今言ったようなその後の処分も含めて、電力会社と国のガイドラインに基づいてというのは議論があったとおりですけれども、やっぱり今回でも多分、数千件ぐらい対象になるんじゃないかなと、何かそういうことも聞いたことがあります。そして、具体的に、今18円にまでなっている買い取り価格、それが、この皆さんというのは今、四十何円でずっと買い取ってもらっていたのが、それが18円はないだろうと。それが10円になるのか、十二、三円になるのかわかりませんが、その試算が多分この4月、5月ぐらいに向けて出てくるだろうと、一般的には言われているわけですね。やっぱりその辺は、県としても、電力会社との、前から言っている連携とか、県民に与える影響というのはやっぱり把握をしておかないと、なかなか政策に生かせないんじゃないかなと思いますので、その辺はきちんと把握する中で、また今後の電力

政策に生かしてもらいたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 それでは、関連しますけど、30ページ。陳情平成30年第62号と、主に聞きたいのは陳情平成30年第102号の2です。私もちょっと一般質問で質問させていただいた項目でございしますが、それ以降、町、事業者、沖縄電力、また、国との協議の状況はどのようになっているのか、少し御説明いただきたいと思います。

○喜友名朝弘産業政策課長 海底ケーブルの件だと思いますが、沖縄電力と、補助の必要性について、昨年からことしにかけても意見交換をさせていただいて、今、沖縄電力が経営状態もいい中で、なぜできないのかと。今後、例えば大きな設備投資があるのか、それで、設備投資が今後あって、例えば離島への電力の安定供給が今から厳しくなる状況という御説明がもしあるのであれば、やっぱり検討する材料はあると思うんですけど、あるのかどうかについて今議論をしているところです。それと、ことしの2月に電力・ガス取引等監視委員会という国の機関がございまして、そちらの事務局のほうと意見交換をさせていただきました。それについては、監視委員会—全国の電力会社の権限を価格であるとか、電力・ガスの自由化に当たり、市場の監視機能を強化して、市場における健全な競争を促す役割としてつくられた組織らしいんですけど、そちらと意見交換させていただいたんですけど、それについては、送電設備の資金については電気事業者みずから調達するのが原則と。ほかの県でもそういった事例はございませんと。なので、今県が検討している部分については、特に問題はありませんというふうな御意見をいただきました。

○大浜一郎委員 特に県が検討している部分とは何ですか。

○喜友名朝弘産業政策課長 先ほど申しましたように、沖縄電力側の経営がいい中で、この設備投資ができないというのは、我々としても、例えば議会に予算を要求して補助をすとかというのは御説明しにくいので、そういったので今後大きな設備投資があったりとか、経営がなかなか厳しくなる状況があるという材料がいただけるのであれば、支援することもできるんですけど、まだその辺は沖縄電力と議論している、意見交換をしているところです。完全にやら

ないと決めたわけではなくてですね。

○大浜一郎委員 陳情が出ているということは、多分こういう状況があって陳情が出ているんだと思うんですよ。具体的に32億8900万円があるので、これはインフラ整備の一環としてという陳情が出ているということは、これは平成31年度からもう始まるという予定になっておるんですが、10年間。もう25年の耐久は終えていると。老朽化も確認されているというような中で、今こういう議論がされていて、その方向性がまだ定まっていない中で、これ、ことしから工事始まるんですけど、誰がやるんですか。

○喜友名朝弘産業政策課長 法律上は、電気事業者である沖縄電力がやることになっています。

○大浜一郎委員 それでは、ことしから始まるやつは、沖縄電力がやるということで理解していいんですか。今、何の協議をしているんですか。もう始まっているんですか。

○喜友名朝弘産業政策課長 確認したところによると、次年度の工事をやるかどうかというのは、まだ決定はしていないというふうには確認しています。沖縄電力側はですね。

○大浜一郎委員 これはもう老朽化が激しいということでの陳情が上がってきているわけですし、私も一般質問でも取り上げさせていただいて、これはインフラとして非常に関心が高い事項なんですけど、今のような状況で何かトラブルがあったらどうするんだろう。非常に心配ですね。沖縄電力と本当に詰める作業をしないと、これはもう近々に、基本的なスケジューリングがあってもしかるべきだと思っているんですけど、このあたりの今のレベルの話し合いだと、ちょっと物すごく心配なんですけど、1本だけじゃないですから、いっぱいありますからね。

○屋比久盛敏商工労働部長 沖縄電力の副会長さんも当初、一、二年前ですかね、来ていたんですけども、我々もいろいろ過去を調べますと、この老朽化したというとき、これは昔、沖縄開発庁がやっているんです。つまり、国がやっていたんですよ。だから、国にまずは、そういう意味では取りかえたらどうかという話。だから、県がやるというのはなかなかない話で、しかもあのとき

は、全県統一したといいますか、沖縄電力が一つできたときの経営が厳しい状況だったという理屈があったわけです。ところが今、黒字なもんですから、先ほど課長が申したように、それを説明するような理屈が成り立ちにくいですねということで、我々としてはやりにくいですよということをお話しているということです。

○大浜一郎委員 理屈はわかります。では、なぜすっきりした答弁が出てこないのかなど。沖縄電力が、スケジュールリングでそうしてやりますということが出れば、別にこんな陳情は出てこないはずなんですよ。なぜこんな陳情が出てくるのかというのが問題なんですよ。

○屋比久盛敏商工労働部長 実は、渡嘉敷のダブルにする場合に、1つだけ、県が前々知事のときにやった事例があるんですね。それをもとに来るんです。ところがそれは、安全性のためにダブル化という意味合いでやりました。これとはまた違って、先ほど言ったような理屈で、じゃあそれまでも我々が見るといふ話あれば別ですよと、先ほど言った、成り立ちからして違いますよと、国にも、我々が先ほど言ったように相談して、じゃあこういう場合はどうですかといった場合は、基本的にはやっぱり電気事業者がやるもんだということの回答を得ているものですから、沖縄電力さん申しわけないですけどやっていただけませんか。逆に、簡単に我々がやったんじゃないですよということのお話を返しているわけです。

○大浜一郎委員 じゃあ、その理屈は、一応は理解していますか。

○屋比久盛敏商工労働部長 その後、来ませんので、しかも、国のほうも、それは簡単にやる話でもないんじゃないですかと、我々は国にも相談していますので、ということなものですから、今その話は、具体的にはまだ来ません。

○大浜一郎委員 地元に帰ると、要するに陳情はしてあるんだけど、これがどう進んでいるんだと、僕に逆に聞かれているので、理解しているのかなど非常にちょっと心配になって、再度これを、今質疑しているところはそうなんですけど、ちょうど沖縄電力のこのスケジュール感の話、今後、新しく取りかえていくスケジュール感の話というのに関して、県はほとんど把握をしていないということですか、今の流れでいくと。沖縄電力さんとお話ししてくださいと、それで終わっているような話になっているんですか。

○喜友名朝弘産業政策課長 敷設のスケジュールということについては、今後10年、これは把握してございまして、実際に、先ほどとの少しつながりになるんですけど、沖縄電力が自前で更新しているのも何件かございまして、彼らも別に自分たちでできるというのは認識はしております、ただ、だからできない理由が我々はまだ—もちろん予算要求するときに議会でも御説明している、一番最初に総務部に、例えば予算要求するときにやらないといけないんですけど、本当にこれでできるのかどうか。毎年、利益が沖縄電力単体で、平成29年度で51億円、前年度で44億円、平成27年度は29億円とか、何十億円もある中で、また、国の制度の中で、税の軽減措置も、例えば平成28年度事業所として納める税金を60億円ぐらい軽減しているところもあったりとか、そういった中で、県が支援するというのは、我々もなかなか進めにくいので、その辺を沖縄電力側がなぜやってもらわないといけないのかっていう理由を、今意見交換をしているところです。

○大浜一郎委員 できない理由を列挙しているわけではないわけですよ、沖縄電力が。できない理由を列挙しているんですか、今の話だと。できない理由をきちっと、できなくはないでしょうと県は言っているのに、できない理由を列挙しているからそんな話し合いになっているんですか。

○喜友名朝弘産業政策課長 できないような理由として、我々は納得できるような理由はまだいただいていないということになります。

○大浜一郎委員 それでは、今後10年間で取りかえていかなければ、これは竹富町だけですからね、管内だけで。また、ほかのところ、沖縄は島嶼県ですから、いろんなところがあると思うんですよ。これも全部引っかかってくる話ですので、これはしっかりと沖縄電力と、国と県でしっかり、この現況をきちんと把握して、理屈も把握してですよ。民間企業ですから、いいときもあれば悪いときもあるでしょうから、じゃあこのときどうするのというようなところは、常々グリップは握っておくのは、県の、あくまでもこれはインフラ整備の主体的な、県としての仕事はどういうふうに思っているのですか。その辺はどうですか。

○喜友名朝弘産業政策課長 委員おっしゃるように、今後10年間で更新する場所というのも、沖縄電力から資料をいただいて把握しておりますので、引き続

き意見交換はさせていただきながら、離島のエネルギーの安定供給に支障が出ないような形で、県としては取り組んでいきたいと思っております。

○大浜一郎委員 それでは、今後、この進展については、町とも常々情報交換していただいて、これは竹富町だけじゃなくて、ほかの離島にも波及してくる問題ですから、その点をしっかりグリップしていただきたいと思います。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 最初に、33ページの陳情平成30年第103号商工会に関する経過処理ですけれども、まず、いろいろありがとうございました。感謝申し上げます。それで、ちょっと確認ですけど、この3点目の青年部、女性部の九州大会に係る予算を補助することというので、回答は要望を踏まえ予算案に計上しておりますとありますけど、具体的に幾らぐらいの予算案を計上していましたか。

○友利公子中小企業支援課長 青年部、女性部の九州大会開催の補助なんですけれども、これにつきましては1件当たり100万円ですね、2大会ということで200万円を、平成31年度予算案に計上しております。

○西銘啓史郎委員 要望額、聞いていませんでしたけど、要望の額ってあったんですけど、額について。商工会のほうからは、補助することしか書いていないんですけど、額的なものは話し合いはしましたか。

○友利公子中小企業支援課長 県連側から100万円という要望がございました。

○西銘啓史郎委員 満額回答ということで、ありがとうございました。引き続き、いろいろとよろしくお願ひしたいと思います。

それと、最初のページに戻って、請願平成30年第3号の件なんですけれども、これも何度か、ちょっといろんな意見交換したんですが、まず、ここでは留学生に対する労働時間制限に関する請願なんですけれども、これは週28時間の制限がいまだにあると思っておりますが、例外があるということを知っています。1日8時間の40時間、それはどういうケースか、ちょっと御説明をお願いしますか。

○下地康斗雇用政策課長 入国管理局のほうでは、個別対応という形で、個別具体的なもので、その活動内容とか業務内容の条件等を勘案をして、国のほうで、28時間を超えても、若干、個別対応でやっていると聞いております。

○西銘啓史郎委員 私の質疑は、1日8時間、週40時間を限度にとというのがあると聞いているんですが、それは把握されていますか。

○下地康斗雇用政策課長 夏休み期間とか、そういった長期間の場合は、若干28時間を超えても学業に支障はないという形でやっている期間があるというのは聞いております。

○西銘啓史郎委員 これ、例えば春休みというのは長期間に入らないんですか。どんな解釈ですか。長期というのは、どんな定義なのか。

○下地康斗雇用政策課長 ちょっと明確には持っていませんけど、大体1カ月単位だと思います。

○西銘啓史郎委員 私が調べたところによると、学校の規則による長期休業期間と書いてあるんですけど、夏休み等とあるんですが、ほかの人から春休みというのは長期に入るか入らないかと言われて、僕もちょっと確認してみるねとは言ったんですけど。この長期とは、春休みが短期なのかわかりませんが、春休みは適用できないという理解でいいんですかね。

○下地康斗雇用政策課長 学校によると思うんですけど、多分、一月以上かなと思ってはいます。明確な資料を持っていないので、はっきりは言えませんけど。

○西銘啓史郎委員 この点に関しては、恐らく、全国的に労働力一労働力という言葉は余り使いたくはないんですけども、生産労働人口がどんどん減っていく中で、生産年齢人口ですか、沖縄にとっても、今もう有効求人倍率、何度も言いますが、好調だと言いながら、実態は各業界非常に厳しいですよね。ですけど、そんな中で、やはり今現状抱えているものを応急処置としてどうするかということと、根本的なもの、全ての県の課題というのは、応急処置もあるし、長期的に、人間で言えば本当に大きな手術をしなければならぬものと、

応急的な処置をするものとは分けななきゃいけないと思っているんですよね。それがどのカテゴリーに入るかによって、応急処置でやるケースと、本当に法律まで含めてやる、条例でやること、法律でやることあると思うんですけど、私もコンビニの経営者と何回か意見交換すると、やはり、どうしてももう労働力が集まらない。深夜は本人たちが夜間であったり、夜間というか、旦那さんが夜入って、バイトではもう深夜できないと。何名かはもう、コンビニ始めて3年ぐらいでやめたり、こういう実態を見ていると、やはり雇用を確保するのが非常に厳しいんだろうなと。バイト、高校生も確保が難しい。そうになると、どうしても外国人留学生にいく。いいことなのかもしれませんが、労働的には心配ですけど、今度、セブンが入ってくる。そうすると、多分、引き抜きがある。留学生の数がふえなければ、課題が目に見えてくると思うんですよね。直近で起こり得ること、想定できること、それをどうするか。行政がしっかり対応できるものやっついていかないと、文化観光スポーツ部の特区というのは別次元の話だと思うんですけど、この辺は商工労働部としてどのように考えているのか。本当に身近に来る、もう猫の手もかりたいような業界がいっぱいある中で、これに対してどのように対応しようとしているのか、ちょっと、もしお考えがあれば教えてください。

○屋比久盛敏商工労働部長 たびたび答弁していますが、各部局、子ども生活福祉部から土木建築部から農林水産部から、連絡会議は持っています。それで、それぞれの人手不足の状況というのを把握しながら、それからどうやって確保するかと、そういう事例があればと。例えば技能実習生制度を使っていなければ、技能実習制度はこうやって使いますよとか、そういう情報交換によって、こういう制度をやったらどうですかと。それから、戦略特区で使えるところはこれやったほうがいいですよということを庁内連絡会議はやっています。ただし、そういう意味で、短期でそんなに足らんとかいうような話と、長期の話とまた出てくると、外国人雇用になりますと今度はやっぱり入国管理の問題が出てくるもんですから。それはやはり国の所管になりますので、そこをクリアしていかないと通らない話なんですけども、今国会では新しい制度が出てくるということで、技能実習生制度をもうちょっと広げたような制度が出てきますので、そこら辺が多分短期で来るのかなというふうに思っています。ただ、長期的な話としては、人手不足は逆に言えば、人を一労働力をふやすのに限界があるんでしたら、我々としては、今回つくっている沖縄ITイノベーション戦略センター—ISCOですね、彼らがそういう労働生産性を上げるための方策とか、つまりAIとかを使いながら、そういったことを長期的には持ってい

くんだろうというふうには考えております。

○西銘啓史郎委員 恐らく、全世界的にもAIが、人工知能があれして、単純労働がどんどん変わっていくというのは理解するんですけど、ただ、ちょっと見方を変えると、僕は今の外国人留学生というのは、もちろん自費で勉強に来て、また専門学校行って資格を取って、自国に帰るか、日本で就職するか、いろんな選択はあると思うんですけど、長い目で見れば、僕は、長期滞在の観光客だと思っているんですよ。観光客といたらおかしいですけど、要は経済効果がある。飲食をする、寝泊まりをする、もちろん給料ももらいますけども、沖縄において消費するじゃないですか、その方々は。もちろん、仕送りもするんですけど。ですから僕は、文化観光スポーツ部にも言ったんですけど、入域観光客数で議論するんじゃなくて、経済効果をもとに考えるべきだという考え方をすると、彼らは観光客ではありませんけれども、長期滞在している県経済に貢献する人だと僕は思っているんですね。ですが、これがAIにかかわると、AIは飲食しませんよね、寝泊まりしませんよね。県経済にとってはもちろん、労働力の減を補うツールの一つとしてはウェルカムなんですけど、だからと言って僕は、外国人労働者を単純労働力、マンパワーとして活用すべきとか単純な話じゃなくて、もっと一例例えばこの間NHKでやっていましたけど、埼玉県だったかな、外国人労働者が多くて、川口市の芝園団地、相当苦情があったのが、この自治会の人が一生涯懸命ルールを明文化して、隣人としてつき合って、非常にうまくいっているケースがあるわけですよ。

ですから、今後、沖縄でも想定されるいろんな問題を、そういった他府県の事例を参考にしながら、そういう取り組みをしていかないと、労働力として欲しがっている人と、隣人として来てもらうと困るという人たちに対する調和が図れないと。その賛成と、反対が出てくるんですよ、沖縄全県で。そういうときに商工労働部として、本当にそれをどうするかということは、商工労働部だけの話じゃないかもしれませんが、想定される問題は早目早目に対策を打つ、国も動かす、県知事も動かすということをやらないと、想定はしてはいたんですけど、しょうがないですねでは済まないと思うんですよ。その辺はもうぜひそういう思いを持って、商工労働部みずからまた横断的に、いろんな人材不足のところを解決するというのを、ぜひ力をかしてもらいたいと思います。

最後に1点だけ。実は私この間、フィリピンに行ってきました。40年ぶりに行ったんですけど、治安がよくなったこととか、それから大使館にも行きました。それから、JETROにも行って話を聞きました。今フィリピンというのは、語学もちろん、英語すごい優秀なんですけども、インドにあったアメリ

カのコールセンターが全部、今フィリピンに来てるんですよ、8割、9割。その理由が、もちろん、ホスピタリティーもいいんですけど、英語もくせがないということで来ているんですね。そういう方々の、ホスピタリティーを思ったときには、僕は日本にもどんどんいろんな、看護師の資格だと試験がどうのこうのというのがあるんですけど、隣国であり、また、実は実態を聞いてびっくりしたんですけど、今、日本に来たがらないらしいんです。その理由は、わざわざ日本語を覚えなくても、フィリピンの方は英語でドバイとか中近東に行くと、ペイもいいということを知ると、働く市場として日本が余り人気がないらしいんですよ。そこら辺も、今後どうするかということも含めてですけど、彼らの持っているホスピタリティーは僕は本当に評価するし、維新の会の大城委員のところでもフィリピンに対する取り組みもしているように聞いていますが、これはやっぱり県として、今、直行便がないですけど、その復活も含めて、ぜひいろんなところの労働力の確保については、県としてもしっかり支援をしてもらいたいんですけど、その考えを最後に、部長に聞いて終わりたいと思います。

○屋比久盛敏商工労働部長 先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、そういったいろいろな人材、必要な人材に関しましては、我々も実際に今事業で動いているのは、大体AIの高度技術を持った方々を呼ぶという事業はあります。それからあと、本土からのU・Iターンですかね、そういう事業も始まりますので、まず、そこら辺は始まっています。あと、外国人材が本当に必要ということでしたら、そこにまたアタックをかけていくという方向になっていくかと思います。それはそれとして、また、先ほど言ったような連絡会議とか業界の話聞きながら、それを受けて、それとまた当然、県内といいますか、県民の労働力とバッティングしないような形の方向で、そういうことも検討していきたいと思います。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 陳情平成29年第110号ですか、奨学金返還の創設に関する陳情なんですけども、この処理方針で、この県内での学生の卒業後の奨学金を肩がわりするような形の制度というもので、人材の確保、地元定着という、そういうことを目指す方針のようなんですけれども、この処理方針の中で、産業界との協議をするということも書かれているんですけども、その後の取り組みはどう

ですか。

○喜友名朝弘産業政策課長 その後、産業界は商工会、連合会、経営者協会と意見交換をさせていただきまして、業界のほうでも、この陳情の内容は国の基金を民間も毎年寄附をして、それでその寄附一県ももちろんお金を出して基金をつかって、それで奨学金を返還するというような仕組みなんですけど、そうしますと、毎年、例えば何千万円か民間の事業所に県が行って寄附してくださいと、一企業、経済団体からやるような形なので、これはやっぱり厳しいというお声があちらこちら経済団体ございまして、当初、我々もほかの県にも調査に行ったんですけど、なかなか企業、民間から集まらないというのがございませう。それで、沖縄県はせっきやく一括交付金があと何年かありますので、一括交付金を活用したいと前回、何年か前の委員会で御説明させていただきました。それで、総務部とも一括交付金を活用してやりたいというふうに調整を今しているところで、当初、平成31年度の予算事業化を目指していたんですけど、先ほど、部長から話がありました、U・Iターン事業とあわせてセットで一商工労働部でやるわけですからやっぱり人材確保に結びつける。我々のスキームとしては、企業が採用する方の奨学金を肩がわりをします。県として、その企業に対してその分を支援するというふうな形で、人がその企業に入りやすい仕組みをつくらうということで、スキームを考えて総務部とこれまで調整をしていたんですけど、なかなか一括交付金でやると、内閣府への説明がうまくいかないらしくて、それで今、スキームをまた考えながら、次の予算要求に向けて取り組んでいきたいというふうに考えています。

○金城勉委員 そういう人材確保、あるいは地元への定着、そういう視点から見れば、こういう手法というのは非常に有効だという評価なんですね。ソフト交付金以外のそういう予算の確保の方法というのはいろいろ検討されているんですか。

○喜友名朝弘産業政策課長 今、一部民間のほうでも、先ほど西銘委員からありましたように、人手不足が顕著なものですから、独自でこのような仕組みをやりたいというお話もございませうので、であれば、実際にやっていただいて、その実績があらわれたときに、県としても実績を踏まえて予算要求しやすいというメリットがありますので、それも一応考えているということと、総務部のほうには強いて、一般財源で、少しでもいいから小さい事業でまずはさせていただいて、それから広げる、うまくいけば広げていくというような形はどうか

ということで、それも今調整はしているところです。

○金城勉委員 ぜひ頑張っていたきたいですね。お願いします。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 公契約条例に係る到達を確認したくて質疑しますが、公契約条例の第6条で県の契約に関する施策を具体的に取る方針というのを定めるとあっていて、実際その取り決めもうつくられたということなのか、どのような手順でつくられたのか到達を確認します。

○宮平道子労働政策課長 沖縄県の契約に関する条例第6条に定めております取り組み方針につきましては、契約審議会の意見を伺った上で県として決定するという事になっております。この3月までに、3回の契約審議会を開催いたしまして、取り組み方針の案というのをほぼ取りまとめております。この後、審議会のほうから県に対し答申を一諮問いたしましたので答申をいただきまして、答申を受けた後に県としての決定の手続をできれば年度内に行いたいというふうを考えております。

○瀬長美佐雄委員 この公契約条例に対する期待というのは、目的の趣旨で期待されるわけですが、実際、運用に当たってホームページを見ると、業者向けのパンフレットとか告知が出ておりますが、事業者の皆様への協力事例、注意事項として、県契約にかかわる事業者に関して、下請人や請負人や労働者から相談が県に寄せられた場合については、法令に基づく指導機関や相談機関に情報提供などを行うこともありますので御注意くださいということで、注意喚起かもしれませんが、実際的には、そういった関係機関にあっせんすることの対応になるのか、それとも具体的にそういった事例、契約違反だというふうなときに、これを解決するためにどういうシステムで動いていくのかと。今は取り決め方針がまだ確定してませんが、確定したとして、第7条で定める審議会とかが、そういう意向を受けた形で開かれると。ですから、具体的に実行あるものにするために取り決め方針は決まるわけですが、それをどう運用していくのかという点ではどんなイメージなのか。

○宮平道子労働政策課長 まず最初にお尋ねの国の関係機関等につないでいく

というイメージにつきましては、労働基準法を初め、所管するのは国のほうになりますので、その違反が疑われるような事例というようなことがありましたら、国のほうにつないでいくというようなことがあるということでの注意喚起をしているという状況でございます。この条例の実行性をどう高めていくのかということにつきましては、これは審議会の中でも各委員の皆様からたくさんの意見をいただいております。この取り組み方針を定めて、これにどう取り組んでいくのか、これが大事だよというような意見をたくさんいただいております。今回、取り組み方針の中には、約120の取り組みを項目ごとに整理をして掲載をするという、今のところそういう形になっておりまして、一旦作成したものを各部局にまず周知をして、契約に対する取り組みを進めていただくということ。それから、実際、各部局によって取り組みの濃淡がありますので、それをできるだけ多くの部局に広げていくという横の展開をしていくというようなこと、また、新たな取り組みが審議会等で意見が出れば、それも踏まえて、新たな取り組みについても検討していきたいというふうに考えております。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

以上で、商工労働部関係の請願及び陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員入れかえ)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

次に、文化観光スポーツ部関係の陳情平成28年第54号外18件の審査を行います。

ただいまの陳情について、文化観光スポーツ部長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長。

○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長 文化観光スポーツ部関係の陳情につきまして、その処理方針を御説明いたします。

委員のお手元に経済労働委員会陳情に関する説明資料を配付しております。

1枚目をめくっていただき、目次をごらんください。

文化観光スポーツ部関係は、陳情の継続が18件、新規が1件となっております。

なお、継続陳情17件につきましては、前議会における処理方針と同様の処理方針となっておりますので、説明を省略させていただきます。

それでは、処理方針に修正のある継続陳情1件について、御説明いたします。

説明資料の24ページをお開きください。

陳情平成30年第85号世界のウチナーンチュセンター（仮称）設置に関する陳情。この陳情は、世界のウチナーンチュセンター（仮称）の設置を求める陳情ですが、陳情内容に対する処理方針のうち、当該陳情の要請者等関係団体との意見交換を、去る11月に開催したことに伴う時点修正となっております。

次に、新規陳情1件について、御説明いたします。

陳情の経過・処理方針等につきましては、読み上げて説明とさせていただきます。

説明資料の26ページをお開きください。

陳情第4号J1規格サッカースタジアム整備事業の早期推進に関する陳情。Jリーグ規格スタジアムの整備については、スポーツ振興や観光振興、人材育成等の観点から必要であると考えており、現在、2万人収容のスタジアムを奥武山公園内に整備する計画を進めているところであります。

これまで、平成23年度に基礎調査の実施、平成24年度に基本構想の策定を行い、平成28年度から平成29年度にかけて、基本計画を策定したところであります。

平成30年度は、基本計画を踏まえながら、複合機能の導入可能性や整備手法等の検討などに関する調査事業を実施しております。

スタジアムの整備に当たっては、都市公園法や都市計画法上の制約、財源確保等の課題がありますが、関係機関と連携しながら、民間活力の導入等も含めて検討し、整備を進めてまいりたいと考えております。

以上が、文化観光スポーツ部関係の陳情に係る処理方針であります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○瑞慶覧功委員長 文化観光スポーツ部長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

質疑はありませんか。

大浜一郎委員。

○大浜一郎委員 陳情平成29年第91号、9ページです。2点ございますけども、多言語の観光案内のサインの件。以前にも御質疑させていただいて、これは事業としてはもう終わりましたということでしたよね。今後は大きい多言語のサインをするよりも、やはりQRコードだとか、インターネット等々の対応が必要だろうということで、これは別事業メニューでもできるだろうと思っておりますが、この辺に関する市町村とのその後の対応、その辺はどのような推移になりますかね。

○加賀谷陽平MICE推進課長 多言語観光案内サインのほうですが、サインとしての整備のほうは、事業としては既に終えておりまして、その後、沖縄県における多言語案内サインの翻訳ルールですとか、対訳事例集、そういったものを整理をして、沖縄県内の各地域において、多言語に関しての案内のニュアンスの違いとか、そういうずれが発生しないように、そういったルール決めのほうを私どものほうで整理をさせていただいております。そちらのほうをウェブサイトですとか、圏域ごとに行われた説明会、そちらのほうに参加をしまして、そういったルールの整理をしました、ぜひ御活用くださいというふうな、そういった御案内のほうを今させてもらっているところございます。

○大浜一郎委員 ありがとうございます。外国の方が来て、いろんな場所を回られるときに、実は私たちが想定する以外のところに意外と行ったりすることがあったりして、何でこんなところに興味があるんだろうと思うようなところによく行って写真撮ったりしているんですよ。そういうのを見ていると、どうも僕らが思ったのとは違って、もう少しディープな、また更新がされているような情報に常々触れたいということの欲求もあるんだろうなと思ったりもします。ですので、常々更新できるデータというのを市町村任せにするのか、それともそれなりのレベルをもって、常々更新データを閲覧できるような、例えばBe. Okinawaのサイトから入れるか、もしくはその場に行ってQRコードやることで見れるかというような更新は、さっき言ったように付加価値が高いと思っているんですね。ですので、Be. Okinawaがどうしても、いろんな状況で離島ではちょっとつながりにくいエリアも結構あるというよう

なこともありますけれども、ある意味、離島においても、これから沖縄本島じゃなくて離島に行くことで、沖縄の全体の魅力っていうのが上がっていくということを鑑みると、そういったことの対応も必要なんだろうと思います。今後、こういう、実は新しい情報の更新とかというのは目に見えないようですが、物すごい大事な観光インフラの一つなんですね。例えば、大日本印刷さんなんかQRコード使った新しい事業で、いろんなところで展開しているようなこともちょっと私、プレゼンも見させていただきましたけど、あれもおもしろいと。あれに準じるわけではないですが、こういったことを常々更新かけていくというのが沖縄の付加価値につながると思うんです。今後、こういうような対応は、じゃあ県が主導してやっていくのか、それとも市町村任せにしていくのか。それによって濃淡が出てくると思いますので、その辺の取り組みはどうでしょうか。

○加賀谷陽平MICE推進課長 まず、県としてしっかりやらないきゃいけないのは、地域によって差が出ないように、翻訳案内される内容について地域差が出ないように、どこの地域に行かれましても、同じようなルールのもとで内容を確認できる、そういった情報が発信されるのがまず一番大事だろうと思っています。そこを全県的に見ながら進めていく、県としての役割があるんじゃないかなというふうに考えています。委員おっしゃられたQRコードの話なんですけど、私どものほうも企業のほうからも情報交換とかをさせていただいています。企業、QRコードを扱う企業のほうからは、施設の所有者、もしくは施設の管理者が一定の費用を負担をしながら、企業が運用していくという、そういった部分のことを想定をしていると。それによって、企業側が柔軟に対応できる、そういうふうな仕組みになっていますよというふうなことの御説明を我々は受けています。我々はそういった中で発信される、翻訳される、その言葉が一定のルールで観光客、その情報を扱われる方に伝わるように、その品質を担保していくためにいろんな取り組みをやっていこうというふうに考えているところです。

○大浜一郎委員 感じておられると思いますけど、これからはグループというか、小グループ、ある意味、海外個人旅行—FITの時代ですよ。FITの人が何度もリピーターになることが、ある意味、沖縄にとって一つの大きな財産になってくると思います。FITに対応したような、こういった情報の発信、いろんなものを今後は大事な観光の戦略の中の一つだというふうに思いますので、常々いろんな場所で、いろんなところが、この沖縄県全体にはありますの

で、ぜひ市町村とも連携を密にして、特に観光協会とか、いろんなどころ、もちろん行政ともそうですけど、しっかり対応されて、更新には気を使っていたきたいと思えますけど、最後、部長、その決意を。

○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長 おっしゃるとおりでございます。今ちょうどデジタルの世界になっていて、どんどん更新もある意味しやすくなっていますので、そういう掲示物よりはですね。特にインバウンド、海外のお客様がどういったところ—おっしゃるとおりディープなところですね、我々が、あるいは地元の客が、あるいは県外の客が行かないようなところも行かれています可能性も重々ありますので、そういったところもきちんと情報収集しながら、そして、県と市町村で、あるいは観光協会と連携しながら、その品質をうまく合わせる形で、地域によってばらつきがないようにということで、我々はそういう全体的にまとめることが私どもの役目だと思っておりますので、しっかりとそこはやっていきたいというふうに思っております。

○大浜一郎委員 聖火リレーですけれども、宮古、八重山は大丈夫でしょうか。

○金村禎和スポーツ振興課長 聖火リレーの県内ルートにつきましては、昨年の7月に沖縄県の実行委員会を設立して検討しているところです。これまでに4回開催をしております。その中で、できれば全県的に実施をしたいという方針のもとでやっておりますので、離島も含めて実施できるように現在、検討しているというところでございます。

○大浜一郎委員 まだ大丈夫とは言えないと。

○金村禎和スポーツ振興課長 実行委員会自体も非公開で行っております、なかなか情報が出せないような状況ではありますが、全県的にということで、検討しているということでございます。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
西銘啓史郎委員。

○西銘啓史郎委員 資料26ページ陳情第4号、新規の案件ですけれども、これ私も一般質問でいろいろさせてもらいました。まず、予算面の話ですが、一括交付金の予定でよろしいでしょうか。

○金村禎和スポーツ振興課長 まず、当初は一括交付金を想定しながら検討を進めてきたというところがございますが、一括交付金が2021年度までの終期になっております。これから基本設計、工事ということをやっていくわけですが、一括交付金制度の終期までに事業完了することができないということもありまして、なかなか厳しい状況でありますけど、引き続き、内閣府とも調整しながらやっていくということと、現在、調査を入れていろいろ官民の意見も含めて実施をしておりますので、その中で民間の資金も活用できないかということも含めて現在、検討しているというところがございます。

○西銘啓史郎委員 私の理解では、M I C Eが終わるまではなかなか重要な話には踏み込めないみたいな話もちょっと聞こえてきました。M I C Eが今回、ああいう結果になったんですけれども、総工費として大体どのくらい、今の段階で百何十億円でしたか。

○金村禎和スポーツ振興課長 現在、178億円を見込んでおります。

○西銘啓史郎委員 これは同じように、逆の立場で陸上競技の方から、陳情平成30年第20号16ページですか、これはJ 1スタジアムではなくて陸上競技場としての整備をしてほしいという要望も来てますよね、県の答弁としてはJ 1の検討もあると言うんですけれども。恐らくJ 1をつくるメリット、それから、J 1になって初めて試合がされるわけですから、それまではJ 1にならなければ、今J 2で頑張ってる琉球FCだって、上がらなければJ 1のリーグとしては誘致できないですよ。要は、沖縄にJ 1チームがないと、ハードができて試合は来ないわけでしょう。違うんですか、まずその辺の確認から。

○金村禎和スポーツ振興課長 必ずしもJ 1がなければ試合ができないというわけではなくて、J 2のままでも、J 2の試合はできるということですが、ただ、J 1の試合ができないということですね。

○西銘啓史郎委員 前も確認したんですけど、今、沖縄市の沖縄県総合運動公園陸上競技場はJ 2仕様になっているという理解でよろしいんですよね。

○金村禎和スポーツ振興課長 平成26年度にJ 2仕様に改修をしております。

○西銘啓史郎委員 あと、Jリーグのライセンス制度についてまだ不勉強ですけども、Jリーグというのは都市、例えば沖縄市に所属するサッカーチームという理解をしているんですけど、合っていますか。

○金村禎和スポーツ振興課長 現在、FC琉球のホームタウンは沖縄市と、それから、沖縄県となっております。

○西銘啓史郎委員 じゃあ別に、那覇市に新しいチームじゃなくても、FC琉球は那覇市をメイン競技場にするのは、ライセンス上問題ないという理解でいいですか。

○金村禎和スポーツ振興課長 問題ないです。ただ、那覇市のほうからまた申請をしてホームタウンになっていただくと。その中で、チームと連携しながら、支援するような形もつくっていかなければならないということです。

○西銘啓史郎委員 委員会だったかな、ヨーロッパ行ったときに、きれいでしたよね。サッカー場を見に行きましたけど、やはりそれ以外にもいろいろなところに聞くと、芝生の維持管理が大変だということとか、入ってくる収入とこれはもちろん、附帯設備を充実させて、サッカー以外でも収入を図りながらやるってことを何か資料見ましたけど、主と従が何か逆転するような気がしてですね。要は、サッカーは年間何試合しかできない。ましてや、仮に中高生に使わせようと思ったら、本当の天然の芝だったら傷むから、これも大変だそうだし、むやみやたらに使わせないと思うんですよね。だから、主と従が逆転して、従がイベントで7割、8割稼いで、主であるサッカースタジアムとしての収入は減るとか、それによる逆にマイナス効果も絶対あると思うんですよ。前も言いましたジャイアンツのキャンプの誘致などもありましたけども、その影響が出る、出ないも含めてトータルで県経済としてどうなのかというのを判断があったらいいなというものと、なきゃ困るものと、絶対になきゃ困るものというのは明確にしたほうがいいと思います。ですからこれは、私個人は、もちろんFC琉球が今のJ2からJ1に上がって、有名なチームもいっぱい来て観戦もすればいいんですけど、それが本当に、以前はここでやったときの議論は、意見も休憩のときにありましたけど、それが何年後なのかわからない中では、基本的に今のJ2のためにJ1仕様をつくって、将来J1になるのを待ちながら、J2がずっと試合で使うっていうのが今、県の考え方ということでいいですか。

○金村禎和スポーツ振興課長 まず、F C琉球が今J 2ではあるんですけど、J 1に上がるためには、J 1ライセンスを取らないといけません。その要件の一つとして、J 1のスタジアムがないといけないということになっておりますので、このままF C琉球がJ 2で上位になったとしても、J 1のスタジアムがない限りJ 1には上がれないと。要はライセンスがもらえないということですね。J 1に上がってライセンスをもらうのではなくて、先にライセンスをもらわないといけないので、その要件としてJ 1規格のスタジアムが必要ということです。

○西銘啓史郎委員 沖縄市にはもうF C琉球が那覇に移りますと、そして、そのときには一切使わないということ、ちゃんと沖縄市には明確に伝えているんですか。

○金村禎和スポーツ振興課長 済みません、まだ具体的にはそういった調整は沖縄市さんとはまだやったことはないんですけど、県総合運動公園の陸上競技場は、まず、第1種公認の陸上競技場として、引き続き陸上の利用等を図っていくというところと、またサッカーキャンプ、そういったものにも活用していくというところがあります。あと、練習場としても引き続き使っていくことになると思いますので、そういった利用の仕方で分けていくということになるかと思えます。

○西銘啓史郎委員 この問題は、最初に安慶田元副知事の時も財務省にどうのこうの、言った言わないで、議会でも紛糾しましたが、私が申し上げたいことは、もちろんこの効果もあるだろうと、これは想定されるのは理解します。しかし、本来J 1以外で、もちろんイベント会場がないとか、そういうのも附帯事業として収入を稼ぐのも必要だと思います、収支を考えたときに。恐らく、最後議論になるのは、今は公設、どんなイメージですかね。公設民営、どんなイメージでしたっけ。

○金村禎和スポーツ振興課長 今現在、調査の中で、そういったことも含めて検討しているところです。まだちょっと民間の参入の仕方をもう少し詰めながら、そこら辺を決めていきたいというふうに。

○西銘啓史郎委員 では、スケジュール感が聞きたいんですけど、いつ最終的

に着工、竣工を計画していますか、何十年度。

○金村禎和スポーツ振興課長 次年度も引き続き調査を入れることにしているんですけど、その中で具体的に、どういった条件であれば複合施設、それからスタジアムを含めて、民間が入ってこられるのかというところを調査しようとしておりますので、その状況を踏まえながら、次の段階を見きわめていくということになるかなと思います。

○西銘啓史郎委員 今の課長の説明だと、F C琉球が4連勝か何かしたか知りませんが、連勝していますよね。仮に、今シーズンJ 1に上がれるチャンスがあるけど、できてないからライセンスとれないから、J 2のままということですよ、今の説明で言うと。

○金村禎和スポーツ振興課長 最近は、Jリーグのルールがちょっと緩和されているところもあって、例えば、工事に着工していれば3年後に完成したとしても、ライセンスを交付するとか、ある程度計画が見えていれば5年以内に完成すれば、ライセンスを交付する一要は、スタジアムがなくても、そういうふうに緩くなっているんですけど、ただ、明確にスケジュールが見えないとライセンスが交付されないという可能性も……。

○西銘啓史郎委員 今Jリーグを調べたら、水戸が初めて解除条件付きのライセンスを付与されたってあるんですけど、そういうのもあるわけですか。解除条件で恐らく、ちょっとまだゆっくり見ていませんけど、解除される条件付きでライセンスを付与するのはあり得るということですか。理解していますか、その辺。

○金村禎和スポーツ振興課長 J 1に上がるためには一まず2位以内に入ると自動的にJ 1に上がる。3位から6位までは、プレーオフに進むことができるんですけど、そのときにはライセンスを持っていないといけないんですね。ライセンスをもらうためには、例えば緩和されたJリーグの規定、ちょっと言いますと、着工しており、3年以内に完成可能であれば上位ライセンスを取得可能。それから、Jリーグが掲げる理想的なスタジアム整備をしていただくなれば5年の猶予を認め、上位ライセンスを取得可能とあります。これは5年以内の猶予を認めるというところを、どういうふうにJリーグが判断するかということにもなってくるかなと思っています。

○西銘啓史郎委員 最後にしますけど、僕自身は、多分メリット、デメリットがいっぱいあると思います。メリットもあるし、デメリットもあると思います。これをじゃあ、陸上する人からすると、那覇市のほう、南風原の黄金森の陸上競技場使ってくださいみたいな、市長は答弁もしていました。私も一般質問で言いましたけど、調べてみると黄金森は混んでいるんですよ。なかなか簡単に利用できないんですよ。だから、那覇市民が本当に向こうに行って、簡単に利用できるかという、それもできなくなるというのがあるわけですよ。ですから、トータルで本当にプラス、マイナス考えた中で、最後の一つは、マイナスと同じようにならないように、自己財源でもやるのかどうかも含めて、知事の決断なり、部としての判断を持たないと、結局予算がつかしました、つきませんでした、国が悪者になってまたって話にならないように、腹を据えて、やるならやる、やらないならやらない、自己財源でもやるという決定がないと、結局、二の舞にならないかなと僕、心配なんです。県がどこまで腹くくりができていないか、それから、那覇市が当初やると言ったのを、県はバックアップしますが、いつの間にか県が主体になって、市はもう後ろに下がっているような見え方を僕はしてるんです。いろんな資料を全部調べましたよ、議事録も。ですから、市と県の間をきっちりすることと、サッカーができることによつて一被害とは言いませんけど、従来楽しめたものが、健康増進も含めできなかった人に対する説明もしっかりしないと、僕はもろ手を挙げて賛成できない県民もいると思います。県民投票をする必要はないですけど、ぜひしっかり議論をして、ぜひ県民、市民が納得できる形のもの、費用負担も含めて、そこをまとめるのであれば私もある程度、理解を示しますけれども、今のままだと非常に厳しいということを申し添えて質疑を終わります。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
金城勉委員。

○金城勉委員 今のJ1サッカー場の関連ですけれども、沖縄市民中心に、FC琉球を応援して、J2まで昇格して、今、4連勝で絶好調と、J1を目指して今、選手も応援団も頑張っているんですけど、それが、J1のそういう競技場がないと、そこで競技ができない。それを県は奥武山のほうに移すと。そういう計画のようなんですけど、これはFC琉球からの要望があるんですか。

○金村禎和スポーツ振興課長 まず、昨年度、平成29年度に基本計画を策定し

たんですけど、その中には、FC琉球の社長にも入っていただいて一緒に検討しているということなので、御理解をしていただきながら進めているとは理解しております。

○金城勉委員 今の沖縄県総合運動公園陸上競技場をJ1仕様にするというのは可能ですか。

○金村禎和スポーツ振興課長 まず、最初、沖縄県総合運動公園陸上競技場は、県内唯一の第1種公認の陸上競技場として、国体とか高校総体が開催される場所であるんですね。Jリーグとしては、新たにつくるスタジアムについては、できればサッカー専用にしてほしいという考えがありまして、そういったこともあって計画しているのがサッカー専用のスタジアムということでございます。

○金城勉委員 ですから、そこを県総の今の場所、J1仕様の競技場にするためには、専用のサッカー競技場にするという前提であれば可能なんですか。

○金村禎和スポーツ振興課長 もちろん、技術的には可能かと思うんですけど、要するに、沖縄県には第1種公認の陸上競技場というのはもうそこしかございませんので、そこで陸上競技の振興であったり、国民体育大会の開催、インターハイが行われているということなので、そこをなくすというのは難しいのかなというふうに思っています。

○金城勉委員 ということは、やっぱり今の県総の競技場の場所とは別にサッカー専用の競技場をつくる必要があると、そういうことですか。

○金村禎和スポーツ振興課長 現在の計画はそういうことで進めているところです。

○金城勉委員 思いが複雑ですね。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。
島袋大委員。

○島袋大委員 引き続き関連して確認したいと思います。財源確保の課題があ

るということで、関係機関と連携をしながら、民間活力の導入等含めて検討したいと言っていますけど、関係機関と連携って、この関係機関ってどういう機関ですか。

○金村禎和スポーツ振興課長 その前段の都市計画法というのがありますけど、県庁で言えば土木建築部が所管をしていたり、あと、許可を出すのは那覇市になりますので、そういったところを想定して、関係機関というふうに。

○島袋大委員 であれば財源確保をするために一括交付金もきついでから、民間活力の導入を検討するための関係機関はないということですか。

○嘉手苺孝夫文化観光スポーツ部長 財源確保につきましても、やはり民間活力の活用というのが大事な視点だと思いますので、そういった意味では、投資家とか、投資機関とか、そういった組織、あるいは個人を含めての関係機関というふうに捉えていただければと思っております。

○島袋大委員 178億円と言ってますけど、これは施設をつくる予算が178億円という理解でいいですか。

○金村禎和スポーツ振興課長 まず、基本設計費が1億7000万円ほどかかります。実施設計で3億7000万円、建設工事費で171億円を想定しております。

○島袋大委員 私が平成28年ぐらいの質疑で、当初、この土地は国有地が3分の1、県有地が3分の1、那覇市の市有地が3分の1。県は国と那覇市から無償で土地を借りていると思っています。その中でこの県の陸上競技場、実際にこれ管理しているのは無償契約を結んでいると思いますけどね、その中で、J1スタジアムをつくる場所は那覇市の市有地が多いと聞いていますが、当初、この那覇市の市有地を沖縄県が約30億円近くをかけて購入してやるというのがありましたけど、この辺のはっきりしたことはどうなっていますか。

○金村禎和スポーツ振興課長 当時、いろいろ本会議でも議論になったと思いますが、当初、那覇市有地を購入して、あれだけの規模の大きな施設をつくれますので、しっかりと管理ができるように土地も買うということで計画をしていたところなんですけど、那覇市とも調整をいたしまして、引き続き、無償の貸し付けでしっかりと管理ができるという判断もありましたので、平成28年の

11月に購入をしないということで、今進めているということでございます。

○島袋大委員 ということは、那覇市がそのまま土地は管理して、施設は県がやるということですか。

○金村禎和スポーツ振興課長 引き続き無償で借りて、使用させていただくということでございます。

○島袋大委員 ですから、J1スタジアムの箱ですよ。スタジアム自体は県がということですか。

○金村禎和スポーツ振興課長 もちろん、県が県全体の観光振興であったり、人材育成のために整備をしますので、県が管理をしていくということでございます。

○島袋大委員 奥武山公園全体は沖縄県から那覇市に移管されると思っていますよ。平成29年度をめどに奥武山公園から移管を受ける文書を県に送付されていると思っています。奥武山公園自体が、県から那覇市が管理するようになっているんですよ。私が質疑してきた答弁を確認すると、今までの流れではなるんですよ。そうなりますと、那覇市が管理するから別に話の土地を無償で借りるのはいいでしょう。県がスタジアムをつくる、これは県が管理すると言っていますけれども、これ、奥武山公園自体が、今セルラースタジアム那覇ですよ。奥武山公園自体を那覇市が管轄する中で、そこで県が箱をつくる。だから、私が常に言っているのは、当時、翁長市長が市長のときに、仲井眞県政のときは仲井眞県政はJ1スタジアムをやると言ったけれども、翁長市長が、私が引き取って那覇市がやりますということで、こういう形態になっているんですよ。だから、そこを引き継いで翁長さんが県知事になって、いきなり話が変わって、自分が知事になったから県が管理するっていう話に今進んでいるんだけど。だから、こういった流れを見てきた中で、あの公園自体が那覇市が管理するんだから、野球場スタジアムは那覇市が管理するんだから、J1スタジアムも普通なら那覇市が管理するべきですよ。その中で、先ほど私が前段で聞いた一要するに、関係機関というのは何ですかと言ったら、都市計画もろもろ含めて、法律上があるから土木建築部とも関連して協議していますと言うけれども、そこをはっきりしないと、178億円という箱をつくった中で、さあ、どうしますかと言ったときに、確認したら民活の導入はどう考えていますかって言った

ら、民間の投資家もろもろ個人にいろいろな面をお願いすると言ってるけど、振り返ってみれば今のMICE事業と一緒になんですよ、確実に。そうなったら、私たちは別にだめとは言ってませんよ。アドバルーンを上げることはいいことだけでも、今難しいですよと言ってる我々が余りにもこういう施設の足を引っ張るような言われ方をするもんだから、僕は嫌なわけですよ。だから、前もって、ずっとMICEのときからJ1も言っているのは、アドバルーンを上げるのはいいけれども、ちゃんとした底辺をまとめない限り国も、我々は国の一括交付金はなしでも頑張るのは頑張ろうと言っているじゃないですか。だから、しっかり底辺の整備も、国が納得するような形で持っていかなければ、非常にきつくなりますよというのがMICEもしかり、J1スタジアムもそうなんですよ。だから、私どもは別に足を引っ張るといっているのではないし、しっかりとスムーズに行くためには、お互いこの辺は協議をするところをしながらやっていきましょうよという話で私は質疑をしているんですよ。だから、この辺が気になるんですけども、その辺もきちんと整理整頓をして、これだけの実施設計もろもろ含めてスタートしている中で、そこで新たな調査も入れると言っている。これまさしくMICEと似ていますけども、その辺の調査事項をどう考えているのかなというのが、そこが最大のテーマだと思っているんだけど、その辺をちょっと聞きたいなと思ひまして。

○金村禎和スポーツ振興課長 おっしゃるように、奥武山公園全体をどうするかというのはすごく大事なことで、それは基本計画を策定する中でも、委員の方々から出てきた話ではありますので、そういったことを含めて整理をしていくということは念頭に置きながら進めてはいます。奥武山公園は実は、奥武山球場と奥武山公園というふうに2つに分かれておりまして、移管のほうは土木建築部のほうが所管しているんですけど、奥武山運動場の上物の部分一武道館であったり、庭球場、それから陸上競技場も、それは文化観光スポーツ部のほうで所管してやっていると。この奥武山公園の移管の中には、この上物の武道館とか庭球場は含まれていないで、下の土地だけ、公園の部分だけを今、土木建築部のほうと那覇市のほうで調整をしているということでございます。そういったこともあって、陸上競技場のところにスタジアムをつくることについては、文化観光スポーツ部の所管として、奥武山運動場の一つとして検討していたというところでございます。ただ、奥武山公園全体として確かに検討していくことは必要だというふうに考えております。

○島袋大委員 ちゃんと整理してほしいのは、MICEのときも一括交付金で

できると言って厳しくなったから、民間の力もかりるということでスタンス一変するにシフトを変えるんだけど、この当初から担当部署も知事も言っていたのは、一括交付金ですっとできる、できる、できると言っていてできなくなったから、ここの検証も、県民に説明もせずに、次のシフトに移っているわけですよ。だから、このJ1スタジアムも、たかが3年前の平成28年には29億円で那覇市の土地を県が買い取ると言っているのに、いきなりまたこれは無償に決まりました。じゃあ、あの29億円でやるというのは何だったのっていう話ですよ。だから、そういうのを精査も、きちんと処理して、こういう理由だから那覇市と無償で契約することができましたというのを、きちんと説明して次に移らないと、なかなか、あれは当初29億円で財務省にはっきりと言っていますからね、当時の副知事は。そういったことも、国はじゃあ、あのときお願いしたのに、何、これ今回、無償になったのはどういうことなの、MICEのときからどういうことなのとなるわけですよ。だから、きちんと、一旦締めるべき。締めるというのは言葉悪いかもしれないけど、一旦そこで断ち切って、次に移すときは、きちんと説明してしっかりとやらないと、我々も逆に、政府、国に行って、こういう理由でこうなったんですよって、我々ですら説明できないのが現状なんですよね。だから県の職員の皆さん方が努力して、汗かいて頑張っているのは十分理解はしていますけれども、我々にもこの努力の、動いてきたというのをしっかりと理解、お互いが意思疎通することによって、もっと近くなるんじゃないかなと思って私は聞いているのであって、何も批判的には言っておりません。ひとつまた御理解お願いしたいと思っています。

部長はもう今度の3月いっぱいだと思いますけど、我々、経済労働委員会も所管事務で今度北海道のほうに札幌ドームとか、そういうサッカースタジアムを含めての視察を検討しておるそうです。ぜひとも課長も、新部長の配慮でMICEの担当課もこういうJ1の担当課も、一緒にそういう施設を見に行き、一緒に職員の汗かいているの、あそこの当局の皆さんの声も聞いて、そこでじゃあ我々はどういうふうな道に進んでいこうかなということで、議論、お互いあそこでできればいいように、一般質問も進むようになると思いますから、野党の私が言うのも何ですけど、その辺は与党の先輩方も理解できると思いますから、その辺はまたひとつそういう打診があったら議論していただいて、やっていただきたいなと思っています。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 1点だけ伺います。24ページの陳情平成30年第85号ですね。世界のウチナーンチュセンター（仮称）設置に関する陳情なんですが、先ほど処理方針のところ、現在、関係団体の皆さんとの今調整中だと、意見交換を行っているところであるということなんですが、そのもう少し詳述していただきたいなと思います。どういうことが課題になっているのか含めて。

○川上睦子交流推進課長 要請の内容が多岐にわたる—それぞれセンターにあってほしいという機能が多岐にわたるため、それぞれの要請内容の詳細を確認するために、事前に質問事項を送らせていただいて回答に沿った形で、昨年11月28日に第1回目の具体的な意見交換を行いました。その中で出てきましたのは、センターが建設されるにしてもまだまだ先のことであろうから、センターが開設するまでの間は各機能をまず分散してスタートしたいですとか、あるいはまた、とりあえず大学の研究者ですとか、個人の移民の研究者の方たちが集めた資料を保管できる場所でも確保したいという話もありました。また、センターができれば横浜にあります海外移住資料館のように年間4万5000人から5万人程度の方たちに来ていただけるような大きなものが需要ですといった意見ですとか、移民の資料の収集、展示室については、委員の中でもコンパクトな形でいいと思っていられる委員もいましたし、いや、あるいは公文書館、あるいはそれ以上の規模が必要だという形で、委員の方たちの中でも意見がまだまとまっていないというような感じが意見交換の中からわかりました。あと宿泊施設もぜひ必要だという話で、要請書の中にはありましたけれども、そういった施設は民間でも十分やっつけていけるから、センターの中には要らないんじゃないかという話もありました。いずれにしても意見がまだまとまっていないという感じを受けましたので、これから何度か、もう一度内容確認という意味で意見交換を重ねていきたいと考えているところです。

○山川典二委員 今のお話を伺いますと、この要請団体の意見がまだ固まっていない。それから、100年以上のもう、移民の歴史ですから、膨大な歴史資料からいろんなネットワークもあって、なかなかそれもまだ整理の途中みたいな話なので。この要請団体のほうからは具体的にいつ、例えばどれくらいの規模、予算でセンターをつくると、例えば箱をつくって、その中にいろんなものを入れ込んでいくという、そういう何か計画みたいな、事業計画案みたいなものはなかったんですか。

○川上睦子交流推進課長 規模ですとか時期ですとか、どうしても必要な機能

は、優先順はどれかというようなことについても質問表で事前に聞いた上で確認したんですけれども、規模ですとか、あと時期についてはまだ自分たちも検討中だということではっきりしたお答えはなかったんですけれども、次回のウチナーンチュ大会、2年後のウチナーンチュ大会までには何らかの形が見えるようなことを県にはお願いしたいということをおっしゃっております。

○山川典二委員 私の個人の感覚とこの要請団体の皆さんの感覚、ちょっと、全く違うなという感じが。もう少し急いで、少なくとも一つの青写真を示して、やっぱり県と対応していくべきものだというふうに思いますので、今ので内容がよくわかりました。

以前、ちょっとこの処理方針のところ、過去に県において類似施設が計画されて用地も確保されたものの、なかなか立ち行かなくて中止になったという、これについて簡単に内容をちょっと教えていただけますか。県のかかわりのある部分を中心に。

○川上睦子交流推進課長 以前、現在、JICA沖縄があります浦添市の土地の隣接地に、移民資料も展示する沖縄県国際交流センター（仮称）の建設計画がありました。平成5年度に基本構想が策定され、平成7年度に基本計画、調査の実施、平成8年度に建設基本計画の策定と公開、設計の協議を実施して、そのときの規模は9階建てで総工費57億円ということで計画がありましたけれども、平成8年度、平成12年度、平成15年度のそれぞれの行政改革の大綱ですとか行政改革プランによって箱物、おおむね10億円以上の箱物は原則として凍結するという見直しをしたほか、インターネットの活用ですとかそういうさまざまな状況の変化もありましたため、平成19年度に建設計画が正式に廃止を決定したという経緯がありました。

○山川典二委員 今お話を伺いましたら、過去のこういう調整をしたけど失敗したということが全く生かされていない中でまた陳情が出ていると。陳情というのは、かなり議論もしてある程度のその方向性も決まった中で、緊急性があって例えば陳情を出すとかそういうことなんだけど、今そういう状況にないような感覚なんですけど、それは県としていかがですか。

○川上睦子交流推進課長 以前の計画と同じようにさまざまな機能を備えたセンターということ、陳情される団体は希望しているようなんですけれども、すぐには難しい中でどれが一番優先すべきか、今さまざまな、いろんなところ

が取り組んでいる、また県もさまざまな取り組みをやっている中で、どうしてもこれだけは今不十分、これだけは必要だというのがなかなか、委員の方たちの中でも優先順を決められずにいるのかなという感じを、意見交換の中からは印象は受けております。

○山川典二委員 例えばその展示の部分をどこかの公共施設の一部でやるのか、そういうところから、今のお話を伺った私の意見・感想としては、何か一つずつつくっていくような形も必要なような気がします。まだ漫然としている感じがしますね。それと、前にも聞いたかもしれませんが、今世界でウチナーンチュの皆さんって何十万人ぐらいいたんですかね。おおざっぱでいいですよ、約。

○川上睦子交流推進課長 現在42万人と推計しております。

○山川典二委員 僕はこの事業は、例えばポスト第5次沖縄県観光振興基本計画—5次振計とか、そういう中でも議論をしてしっかりと世界に発信する、あるいは世界から誘致をするという意味で、本当はもう少し、特に嘉手苧部長、得意分野の一つだと思うんですが、語学も駆使しながらやれる国際センター、移民、要するにウチナーンチュセンターみたいなイメージが、私も持っていたんですが、もう少しこれはちょっと議論が必要なような気がしますけど。まずはその辺はひとつ、何といたしますか、関係団体との調整をしながら、県としても要請への指導というか、これが少しでも、一日でも早く形づくれるようお願いしたいと思いますが、部長も最後になりますから、ひとつ、御見解がありましたらどうぞ。

○嘉手苧孝夫文化観光スポーツ部長 本当に、移民県である沖縄ではそういった人材、資料も整っていますので、大事な施設、大事な機能ではないかなというように思っております。いろんなその財源の確保、やっぱり資金がそれなりに必要でございますので、そういったものをきちんと研究をしながら、しかるべき、関係、その陳情の皆さん方とも話をしながら、相互が納得いくようなものを何らかの形で残していきたいというふうに思っているところでございます。

○瑞慶覧功委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 質疑なしと認めます。

以上で、文化観光スポーツ部関係の陳情に対する質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退室)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

議案及び陳情等の質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

休憩いたします。

(休憩中に、議案及び陳情等の採決の順序等について協議)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第14号議案沖縄県中央卸売市場条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。

本議案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第14号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、乙第29号議案車両損傷事故に関する和解等について採決いたします。

お諮りいたします。

本議案は、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第29号議案は、可決されました。

次に、請願及び陳情の採決を行います。

請願及び陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情等の取り扱いについて議案等採決区分表により協議)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願2件及び陳情58件とお手元に配付してあります本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に視察調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、調査事項及び日程等について協議)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察調査日程につきましては、改めて後日調整するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書の提出について議題に追加するか協議した結果、追加することで意見の一致を見た。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

本委員会所管事務調査事項農林水産業についてに係るパラオ海域での入域制限によるマグロ漁船への影響についてに係る意見書の提出については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

本委員会所管事務調査事項農林水産業についてに係るパラオ海域での入域制限によるマグロ漁船への影響についてに係る意見書の提出についてを議題といたします。

パラオ海域での入域制限によるマグロ漁船への影響に係る意見書の提出については、本委員会全員を提出者とする議員提出議案として、意見書を提出するかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書の提出の可否、文案及び提案方法等について協議した結果、意見の一致を見た。)

○瑞慶覧功委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

議員提出議案として、パラオ海域200海里水域での操業継続に関する意見書の提出については、お手元に配付してあります案のとおり提出することとし、提出方法等については、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○瑞慶覧功委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案等の処理は全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 瑞慶覧 功